

令和2年

三重県議会定例会会議録

(2月27日)
(第4号)

令和2年

三重県議会定例会会議録

第4号

○令和2年2月27日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和2年2月27日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	館	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		湯 浅	真 子
書 記 (事務局次長)		畑 中	一 宝
書 記 (議事課長)		西 塔	裕 行
書 記 (企画法務課長)		枅 屋	武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		平 井	靖 士
書 記 (議事課主幹)		川 北	裕 美
書 記 (議事課主幹)		黒 川	恭 子
書 記 (議事課主査)		岡 野	俊 之

会議に出席した説明員の職氏名

知 事		鈴 木	英 敬
副 知 事		渡 邊	信一郎
副 知 事		稲 垣	清 文

危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	山 本 進
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	降 簾 道 男

人事委員会事務局長

山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

- 議長（中嶋年規） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

- 議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。19番 野村保夫議員。
〔19番 野村保夫議員登壇・拍手〕

- 19番（野村保夫） 皆さん、おはようございます。
海女と真珠のふるさと、鳥羽市選出の会派自民党、野村保夫でございます。
よろしく申し上げます。

今、新型コロナウイルス感染症のことで、私の地元、鳥羽市もホテル関係の方が結構多くて、キャンセルも多く入っているということを聞いております。何とか早い終息を願っているところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。
まず、豊かな海の再生についてということで、三重県は海岸線が南北に長く、遠浅の砂浜が広がる伊勢湾地域、湾内の海水と外湾の海洋水が複雑に混じる伊勢湾口部、リアス式海岸による天然魚礁を有した好漁場の鳥羽・志摩地域、黒潮躍る東紀州地域など、それぞれの地域の特色を生かした漁業が営まれてきています。

しかし、近年、海水温の上昇や窒素、リンの不足の問題など、海の環境は大変厳しい状況にあるということを私の地元の漁業関係者は言っており、このままでは将来、豊かな海の恵みを享受できなくなるのではないかというような不安の声も多く聞きます。

水産県、三重県の大切な海がこれからも豊かな海であり続けられるよう、海の環境保全を総合的に進めることが必要だと考えますが、このような観点を踏まえ、今議会に提案されました三重県環境基本計画はどのような方針であるのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 豊かな海の観点から三重県環境基本計画をどのように改定するのか、また、どのような取組をするのかについてお答え申し上げます。

海域の環境保全について、現行の三重県環境基本計画では、環境基準の達成、維持など水質の保全に重きを置いたものとしております。今定例月会議に提出した変更案では、新たに県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会の実現を目標に加え、きれいで豊かな海の確保の観点から、海域の水質が良好な状態で保全されることに加え、生物多様性や生物生産性が確保され、豊富な水産資源を持続的に享受し、さらには、漁業や観光業の振興等を通じて地域の活性化につなげる取組の方向性を示しております。

海域の再生に向けては、これまで流入する汚濁負荷の削減に取り組んできたところですが、伊勢湾をはじめとする閉鎖性海域においては、汚濁負荷が海域内部にとどまり、海底の溶存酸素量が極端に低くなる貧酸素水塊が夏場を中心に広範囲に発生し、生態系や漁業に大きな被害をもたらしております。

そのため、引き続き、陸域からの汚濁負荷量を適正管理するほか、各種調査・研究を進め、知見の蓄積を図るとともに、必要に応じて環境基準に関する新たな指標の指定などを国に働きかけてまいります。

また、愛知県、岐阜県、名古屋市と連携した伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦をはじめとする海洋プラスチック等の海岸漂着物の発生源対策

や、回収等の取組も進めてまいります。

海域の再生に向けましては、こうした取組に加え、生物の生息場である干潟・浅場・藻場の保全、再生、創出の取組など、分野横断的な取組や多様な主体との連携により、きれいで豊かな海を目指す視点で総合的に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） 豊かな海の再生に向けて、三重県環境基本計画に基づく様々な取組について御答弁いただきました。

私の住んでいる相差町では、今日はそうでもなかったんですけども、この1週間ぐらい前から大量のイワシやアジが湾内で捕れておりまして、それを追いかけて港の中でヒラメやハマチが釣れるというようなことが起きております。自分も知っている限りでは、この時期に湾内で大量にあるなんていうことはそんなになくことだと思っております。漁師たちは、朝早くから堤防に並んで釣っているという姿があるんですけども、昨日、おとといぐらいからは少し少なくなったみたいなんです。そういった現象が起きております。

ということは、このような環境の変化が、私のところだけではなくて、各地で起きており、この前、気仙沼市議会の方に鳥羽へ来てもらったんですけども、その方も気仙沼でイセエビが捕れたというふうなことで驚いていました。

海の環境変化はいろいろな要素が複雑に絡み合っており、何か一つの対応策で劇的に改善が図られるわけではなく、関係者みんなで知恵を出し合って、できることを地道に、かつ、継続的に続けていくことが大事だと考えています。その点において、三重県環境基本計画をマスタープランとして、川から海に流れる水の問題、海岸や海洋に漂流するごみの問題、アサリなどが生息する干潟の再生、アワビやサザエなどが生息する藻場の再生など、豊かな海の再生に向けて関係部局が課題を共有し、一体的に取り組んでいただきます

ようよろしくお願いいたします。

次に、豊かな海の再生に関して、最も影響の大きい水産業の振興についてお伺いいたします。

県では、今年度、新たに三重県水産業及び漁村の振興に関する条例の制定に向けて検討を進めていただき、今議会に晴れてその条例案が提出されました。水産業や漁村の振興に関する条例を制定しているのは、北海道、宮城県、静岡県の3道県であり、議決されれば、本県の条例が全国で4番目となります。

これまで農業や林業については基本となる条例があり、その条例に基づき基本計画を定め、農林業の振興や基盤整備等に計画的に取り組んでいただけてきたところですが、水産業についてもようやく同じ状況になるのかと大変うれしく思うところでもあります。

ここで、条例の前文を少し御紹介したいと思います。

本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを享受し、漁村地域の主幹産業として全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきた。

しかしながら、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

このような状況の下、本県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されるとともに、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に発揮されていかなければならない。

ここに、県、市町、水産業者等、県民が互いに連携して、豊かな海や河川を将来に引き継ぎ、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進することにより、水産王国みえとしてさらなる発展を図るため、この条例を制定する。

まさに、そのとおりだと思います。今回、議案が配付されて、条例案を見

せていただきましたが、私自身、この条例を礎として、水産業、漁村の振興に改めて注力していくべきであるとの思いを強くしたところであります。

今後、条例に基づく基本計画も策定されるとお聞きしており、私の地元である鳥羽市で盛んな黒ノリ養殖業や海女漁業についてもしっかりと計画に位置づけられるものと思いますが、今日はその期待も込めて、改めて黒ノリ養殖業や海女漁業にどのように振興を図っていくのか、お伺いいたします。

まず、黒ノリ養殖業の振興についてお伺いいたします。

ノリ養殖業は、伊勢湾沿岸における冬場の基幹産業であり、その維持、発展が伊勢湾の漁業再生を図る上で大変重要であると考えます。

しかし、近年、冬場の海水温の上昇、異常潮位、栄養塩類の不足等、ノリ漁場環境が大きく変化しており、疾病や食害、色落ち等の被害が深刻化しています。平成30年度漁期における黒ノリ生産量は、10年前と比較して約半分となっており、漁場変化に適応したノリ養殖技術の早急な確立が求められているのが現状です。

養殖漁場における栄養塩量等の情報は、適正な養殖管理を行う上で大変重要であります。三重県漁連では、ノリの生育状況や栄養塩量等の情報を三重県のり情報として情報提供するとともに、今年度からはSNSを活用し、生産者に情報提供していただいています。

また、県水産研究所では、色落ちの予測や、適正な養殖管理につながるよう、年間を通じて養殖漁場における栄養塩量を調査するとともに、調査結果の解析に取り組んでいただいております。

県においては、これまでもノリ養殖の振興に向けて御尽力いただいているところですが、漁場環境に適応した効率的で持続的、かつ、高品質なノリの安定生産が可能となるにはまだまだ課題も多い状況にあります。

そこでお聞きいたします。このノリ養殖業の振興に向けて、今年度の取組の成果と来年度の新たな取組についてお聞きいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、黒ノリ養殖業の振興に向けた今年度

の取組と、それから、来年度の新たな取組についてということで御答弁させていただきます。

伊勢湾における重要な養殖業であります黒ノリ養殖業におきましては、近年、冬場の海水温が高めで推移していることや、黒潮の大蛇行による異常潮位、また、栄養塩量の低下といった漁場環境の変化による生産量の減少や色落ちの発生が影響しまして、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっております。

このため、県では関係団体とも連携し、黒ノリ養殖業の生産性と収益性の向上に向けて様々な取組を行っておるところです。

まず、色落ちの要因と考えられます栄養塩量の低下等の情報につきましては、適正な養殖管理の参考となるよう、三重県漁連が三重県のり情報を提供するとともに、昨年10月からは新たにSNSを活用した情報提供も開始されてきて、黒ノリ養殖業者の皆さんに積極的に活用いただいております。

また、県水産研究所では栄養塩量の分析やプランクトン調査、黒ノリの色落ち予測、初期段階でのノリの生育診断等を実施し、漁業者の皆さんへの養殖管理指導を行うとともに、栄養塩量が少ない環境下でも色落ちしにくい品種でありますとか、高い海水温でも成長がよい品種の開発等を行い、生産現場における実証試験の準備を進めておるところでございます。

さらに、黒ノリ養殖業者の所得向上に向けまして、全国的にも希少価値があり、高値で取引されますアサクサノリの安定生産のための技術支援を行っており、今月開催されました入札会では、アサクサノリ約2万5000枚が出荷をされまして、最も高いものでは製品100枚当たり2万円を超える過去最高の単価で取引されたところでございます。

令和2年度からは、新たに次世代型海藻養殖による豊かな伊勢湾再生事業におきまして、漁場環境の変化に対応できるノリ養殖技術の開発、それから、普及に取り組むこととしております。

具体的には、伊勢湾に設置しますICTブイから得られた海水温のデータ

や、水産研究所が行う栄養塩量の分析結果等をAI、人工知能を活用することで、海水温や塩分等の環境情報の可視化と将来予測を行うプラットフォームを鳥羽商船高等専門学校等と連携して整備いたします。

また、ドローンを活用した黒ノリの成長状況の把握でありますとか、ICTカメラを活用した食害対策などに取り組むこととしております。

今後も、引き続き、本県の黒ノリ養殖業の振興に向けまして、養殖管理に不可欠な環境情報の迅速な提供や、漁場環境に適した優良品種の早期導入に向けた開発・実証試験を行いますとともに、スマート技術なども活用し、漁場環境の変化に対応できる養殖管理技術の開発を進めるなど、取組を加速させてまいりたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

AI技術を使って鳥羽商船高等専門学校と連携して水温データを分析したり、海の見える化や、海の状況の将来予測をしたり、また、ドローンやICTカメラを活用して新しい養殖技術や色落ち予測技術の開発に取り組み、新しいノリの開発に努め、ノリ養殖の振興につなげるとのことですが、そのあたりを本当によろしくお願ひしたいと思います。

この前、ある離島の方と話したら、塩分濃度が26%を超えているような濃い海水が伊勢湾の中まで入ってきているとか、下水道の処理が高度な技術で進み過ぎて、処理水がきれいになり過ぎたとか言われていますけれども、また、様々な技術を駆使して水産県三重を継続できるようによろしくお願ひいたします。

続いて、海女漁業の振興についてお伺ひいたします。

海女漁は、鳥羽・志摩地域を代表する漁業ですが、高齢化や後継者不足の状況にあることは、皆さん、御存じだと思います。海の博物館による調査結果では、平成29年における伊勢志摩の海女の人数は、鳥羽市430人、志摩市230人の660人で、平成26年の調査から3年間で101人も減少しています。

海女の平均年齢は65.2歳で、鳥羽市は65歳、志摩市は65.9歳、年代別に見

ると、20歳代の海女は4人、これは、鳥羽市、志摩市とも2人ずつということでございます。30歳代の海女については17人、鳥羽市7人、志摩市10人です。60歳以上の海女の割合については74%で、鳥羽市が72%、志摩市78%を占めるなど、高齢化もどんどん進んでいる現状にあります。

県内における海女漁の獲物として重要なアワビの漁獲量も昭和41年の751トンピークに、平成16年以降は100トン以下と、これまでと比較して大きく減少しています。

県では、これまでもアワビ資源を増やす取組として、希少価値の高いマダカアワビの種苗生産技術の開発や、クロアワビの放流効果の向上に向けたコンクリート板を使った造成漁場への放流試験等を行っていただいております。漁業関係者も感謝しているところですが、しかし、近年では、温暖化等により、海藻を食べる魚類やウニ、ヒトデ等の食害生物が増え過ぎたことで、アワビの餌であるアラメなどの藻場が消失する磯焼けも見受けられるようになってきました。

伝統ある海女漁業の存続のためには、海女がなりわいとして続けられるよう、アワビ資源の回復や安定的な漁獲、アワビの餌である藻場の再生がどうしても必要となっています。

そこでお聞きします。海女漁業の振興に向けて、資源増殖のこれまでの取組の成果と、来年度の新たな取組についてお聞きいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、海女漁業の振興に向けまして、これまでの取組と、それから、来年度の新たな取組ということで御答弁させていただきます。

海女漁業は、地域ごとに定められた厳しい資源管理ルールに基づく操業や種苗放流、藻場保全の取組など、資源や漁場を大切にする持続可能な漁業の仕組みを有しており、日本農業遺産にも認定されておるところでございます。

しかしながら、近年の海水温の上昇等によります環境変化や、アワビの餌となるアラメなどの藻場が消失する、いわゆる磯焼けが見られまして、海女

漁業の重要な漁獲物でありますアワビの漁獲量が平成30年には20年前の約2分の1の58トンに減少するなど、海女漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。

こうした中、県では磯焼け対策としまして、アラメなどの藻場造成を計画的に進めているほか、海女や漁協等と連携しながらアワビの資源増殖対策に取り組んでまいりました。

具体的には、コンクリート板を使用したアワビ放流漁場の造成試験を行いました結果、天然漁場における放流種苗の回収率が平均5.5%であるのに対し、コンクリート板漁場では15.3%と高い効果が認められました。

また、放流効果を高めるためのアワビ種苗放流マニュアルの普及に取り組みますとともに、今年度からは三重県栽培漁業センターに水槽2基を新たに整備いたしまして、比較的単価の高いクロアワビの種苗の増産を開始したところでございます。

アワビの大型種苗を放流する試験におきましても、回収率が2倍に高まる効果が認められましたことから、鳥羽市内におきまして大型種苗の放流が実践されておるところでございます。

令和2年度からは、これまでの資源増殖対策に加えまして、新たに海女による豊かな海づくり事業におきまして、海女自身が効率的に藻場を管理するためのドローン等を活用した藻場情報の見える化、それから、漁場環境の変化に対応するアワビの種苗生産技術の開発、海女によるクロアワビなどの養殖手法の開発、また海女漁業の首都圏等における魅力発信並びに海女の漁獲物をブランド化した海女もん、そのPRに取り組むことといたしております。

引き続き、海女漁業を次世代に継承していくため、アワビの資源増殖対策等を着実に進めるとともに、海女による漁場管理の仕組みづくりやサステナブルな漁業の魅力発信に取り組みますことで、海女漁業の振興に努めてまいりたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

ぜひともよろしくお願いたします。私もこの前、地元の若い海女たち4人と浜島の水産研究所へ行ってきましたけれども、そこでも、なぜ冬場にアワビ漁をしては駄目なのかとか、磯焼けはどのようにして起きるのかとか、磯焼けを起こす魚はどんな魚なんだとかいったことを海女たちも熱心に聞いていました。

それと、海女たちも漁獲物だけで生計を立てようとしているのではなくて、自分たちで貝殻を使ってアクセサリーを作ったり、海の環境を知らせるために、自分たちで漁の途中にカメラを持って行って、その漁場で獲物を見ながら写真を撮って、それをSNSにあげたりとか、自分たちで何とかそれ以外のところでも生計が立てられる努力をしておりますので、そのあたりのところも含めて今後ともよろしくお願いたしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、地域の課題解決に向けた空飛ぶクルマの活用について質問させていただきます。

離島があり集落が点在している伊勢志摩地域の課題解決にどのように活用できるのか、そんな視点から質問させていただきたいと思います。

三重県の有人離島は全部で6島あり、約3500人の住民が暮らしています。志摩市には真珠養殖が盛んであった間崎島、風待ち港的矢湾にある渡鹿野島があり、私の地元の鳥羽市には、三島由紀夫の小説「潮騒」の舞台となった神島をはじめ、他人に我が子を預けて共同生活をさせ、戸籍上の兄弟ではない人同士が終生、兄弟以上の付き合いをする寝屋子制度が残る答志島、本年度の三重県の観光キャンペーンである#visitmieキャンペーンで特別賞を受賞した作品にも取り上げられた海女漁が祭りのしろんご祭が行われる菅島、紫色に咲き競うあやめ池がある坂手島の4島があり、約3200人の住民が暮らしています。

4島の人口は、平成12年には5041人でしたが、平成31年4月1日現在では3188人となっており、約9年間のうちに全体で36%も減少しています。特に、

減少の激しい坂手島では698人から315人へ、54.9%も減少しています。同時期の県全体の人口の減少率が約4.3%であることに比べると、離島4島では32.5ポイントも高く、坂手島だけで比較すると50.6ポイントも高くなっており、鳥羽市の離島では著しい人口減少が進んでいる状況であります。

また、高齢化の進展も顕著であり、各島では空き家の増加や、祭りの中止などの地域活動の停滞など、人口減少や高齢化に伴う様々な問題が生じています。

例えば、各島と本土を結ぶ公共交通機関として、島民の足である鳥羽市営定期船が就航しておりますが、離島人口の減少に伴い、定期船は平成15年当時には100万人を超える利用者がありましたが、年々減少し、現在では70万人を切ってしまいました。燃料費の高騰も相まって航路経営は非常に厳しい状況が続いています。

また、運航ダイヤの問題もあり、学校でのクラブ活動や塾通いが十分できないという理由で、漁師で十分に食べていける収入を確保することができても、子どもの教育環境を求めて、漁師を廃業し、島を離れる住民もいます。

物資の輸送にしても、一旦、島で船に積み込み、海上輸送の上、本土で積卸す必要があるなど、流通は非効率で、本土に比べて多額の費用がかかる状況にあります。

また、救急患者の輸送に関しても、漁船や遊覧船で本土まで運び、栈橋で待っている救急車に乗せなければならないなど、離島における生活環境は厳しい状況にあります。

緊急時における住民の安全確保や、生活環境等での利便性の確保のため、本土と離島を結ぶ離島架橋の整備を望む声がありますが、現在のところ、いずれの島においても整備計画がない状況であります。

そんな中、熊野市、南伊勢町に続いて、1月30日に鳥羽マリンターミナルで行われた空の移動革命実現に向けた無人航空機による公開実証実験を見せていただきました。（パネルを示す）これが、そのときの写真であります。鳥羽マリンターミナルのかもめ広場からちょうど離陸した状況なんですけれ

ども、この大型ドローンが自動操縦によって、まず、1キロメートル程度離れた坂手漁港に向かい、そこから対岸の鳥羽シーサイドホテルを巡って、また、鳥羽マリナーミナルのかもめ広場に戻ってくるという実証実験でした。

坂手島から鳥羽シーサイドホテルのある安楽島地区の間には高圧の電線が張られており、その日は結構風が強く、自動操縦の大型ドローンがどう飛行するのか心配しておりましたが、そのドローンは、その場に差しかかると、自動で高さを上げて飛び越えていき、無事、広場に戻ってきました。その技術の高さに感心するとともに、近い将来の実用化に向けて期待が膨らむと同時に、離島での活用が実現されれば、離島が抱える多くの課題解決につながるのではないかと思ったところです。

そこでお聞きいたします。新たな技術である空飛ぶクルマを活用し、離島をはじめとした地域における課題解決に取り組むべきと考えますが、県のお考えをお聞きいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、空飛ぶクルマを活用いたしまして、離島をはじめとしました地域における課題解決に取り組むべきではないかという御質問に御答弁申し上げます。

空飛ぶクルマは好きなときにどこへでも行ける移動手段として、世界における開発競争が今後ますます加速されると予想され、Society 5.0の実現においても大きな役割を果たすものと期待しております。

三重県では空飛ぶクルマを活用いたしまして、交通、観光、防災、生活等の様々な地域課題を解決して、地域における生活の質の維持、向上を図るとともに、新たなビジネス創出を目指しております。このため、三重県の地域特性や空飛ぶクルマの優位性を踏まえて、離島・過疎地域等における生活支援、観光分野における移動手段や観光資源としての活用、防災対策や産業の効率化における活用をテーマといたしまして、空の移動革命実現に向けて取り組んでいるところでございます。

空飛ぶクルマは、空を活用して目的地に到達する次世代モビリティでござ

ざいまして、中でも離島地域や過疎地域などの交通不便地において大きなメリットがあると考えております。

具体的には、商店が減少している地域における日常生活物資の配送、農林水産業における収穫物の運搬など、地域の利便性向上につながる物の輸送のほか、将来的には、公共交通機関が不足する地域における人の移動など、多くの地域課題の解決に活用されるものと期待しております。

また、海外や大都市からの観光客が空港や主要駅から三重県の各地域へ直接アクセスするほか、離島地域、過疎地域ならではの自然の美しさを空から楽しむなど、観光をはじめとした産業における活用にも大きな可能性があり、若者が夢を持って働くことのできる場を創出するものと考えています。

そこで、本年度、県ではドローンを活用いたしまして、先ほど議員からも御紹介ありました、志摩市間崎島の住民に対する生活用品の配送と、熊野市、南伊勢町、鳥羽市において、観光産業における利活用方法の検討を行う二つの実証実験を実施いたしました。

この実証実験では、日常生活における買物ニーズの充足や空港からの誘客をはじめとした観光における活用に対する期待が寄せられる一方で、ビジネス化に向けては、安全性の確保やコストダウンの実現など、技術開発を一層進める必要があることが課題として明らかになりました。

このため、引き続き、実証実験の支援を通じて空飛ぶクルマの開発を促進するとともに、来年度には空飛ぶクルマに適した飛行ルートの方策のほか、必要な離発着施設やインフラ設備などの調査を行うことによりまして、三重県の実情に応じて空飛ぶクルマを活用しやすい環境整備を進め、離島をはじめとしました地域における様々な課題の解決と、新たなビジネス創出を図っていきたくと考えております。

空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組を進めることによりまして、新たなビジネス創出による経済の活性化、空から来県しやすい環境づくり、災害時における避難への活用などにつなげ、若者が夢を持って働くことができ、誰もが住みたい場所に快適に住み続けることができる社会をいち早く三重県で

実現していきたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） 御答弁ありがとうございました。

空飛ぶクルマの実用化が進めば、この鳥羽で実施した実証実験の資料の中にもあったんですけども、過疎地の生活支援として、医師不在地等での遠隔医療や薬の配送、夜間の急患など救急時の対応、高齢者などの買物弱者への支援、防災や産業の効率化での面では災害発生時の現地確認や救援の手段、山間地や海上の高低差や距離の克服、そして、部長の答弁の中にもありましたように、観光資源として夢のある中部国際空港からの移動手段など、三重県の離島や過疎地に住む住民の安心・安全や生活環境改善はもとより、それぞれの島や地域の持つ文化や風習が守られ、その地域の魅力がより一層高められることにつながると思いますので、ぜひ実現に向けた取組を今後とも進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、食関連産業の人材育成と確保について質問いたします。

私は、一昨年11月の一般質問において、鳥羽市の取組であるとたびたびと活躍プロジェクトやおかみの会の活動などを紹介させていただき、宿泊業の魅力向上につながる働き方改革の取組について質問させていただきました。

また、昨年6月の一般質問では、食関連産業における人材の確保、育成について県の取組をお聞きしたところでございます。

宿泊業を含め、食関連産業は県内の多くの雇用を支える重要な産業であり、特に、私の地元である地域を支える主要産業であること、また、一方で、地元の事業者の方から人材確保に非常に困っている、本来ならもっとお客さんに来てもらえることができるんですけども、人手不足のため、70から80%にとどめているという声をよくお聞きすることから、これらのことについて県の取組をお聞きしたものでございます。

また、豊かな農林水産物、食文化の伝統がある三重県で、食材や製品のブランド化、その魅力を伝えることができる人材の育成を進めることで、さらに食関連産業の発展につながるものとともに、働く場としての魅力が向上し、

若者の地元への定着促進、人材不足の解消にもつながるものと考えています。

昨年6月の雇用経済部長の答弁では、農林水産業者や食品製造業者、飲食・宿泊業者を主な育成対象として、また、みえの食関連産業に従事する人材の確保に注力する取組の柱として、みえ食の人財育成プラットフォームの設立に向けて準備を進めているところであるという答弁をいただきました。

この事業のことを地元の方に紹介すると、結構熱心に、それはどういう事業なんですかという問合せが多く、特に経験を有する板前が不足しているホテルから、特に熱心に問合せが届いています。

この質問をする前に業界の重鎮の方とも少し会ってお話ししたんですけども、ずっと人手不足である、入ってきても技術を覚えるのに時間がかかる、見て覚える等、昔からの徒弟制度がまだ残っているとか、入ってきても若者がなかなか定着しないなどのことを言っており、やっぱり人手不足と言っておりました。

私、このみえ食の人財育成プラットフォームについて、食関連産業における人材の育成や、若者等の人材確保につながる取組として非常に期待しているところであります。

そこでお聞きいたします。みえ食の人財育成プラットフォームの3月設立に向けた取組の進捗状況についてお伺いいたします。

また、令和2年度からみえ食の人財育成プラットフォームにおいてどのような取組を行うのか、併せてお聞かせください。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、みえ食の人財育成プラットフォームの設立に向けた進捗状況と次年度の取組について御答弁申し上げます。

食関連産業は本県における重要な産業の一つであるものの、他産業に比べまして従業員の定着率が低い、労働生産性が低い等の課題がございまして、魅力ある職場づくりと併せ、伊勢志摩サミットで注目されましたみえの食に新たな価値創出ができる人材の確保、育成が求められてまいりました。

そのため、県では、食に携わる人材育成の新たな仕組みとなるみえ食の人

財育成プラットフォームの令和2年3月の設立に向け、産学の協力を得た準備会議を設置いたしまして、組織体制や具体的な研修プログラム等について検討を進めてまいりました。

また、食の人材育成に向けた機運醸成とみえ食の人財育成プラットフォームへの会員募集を目的といたしまして、令和元年12月にみえ食の人財育成シンポジウムを開催したところでございます。

このプラットフォームは食関連事業者、教育機関、行政がこれまでの枠組みを越えて連携した組織でございまして、農林水産業者、食品製造業者、宿泊及び飲食・サービス業者等の食関連事業者だけではなく、みえの食に関心がある学生や生徒にも参画していただくこととしております。

みえ食の人財育成プラットフォームでは、みえの食に新たな価値を創出できる人材の育成、みえの食の将来を担う人材の確保に注力して取り組むこととしておりまして、初年度の具体的な取組内容については、人材育成の分野では商品の安全性を確保するための食品衛生講座等の基礎研修に加え、変化する消費者の様々なニーズに対応するため、経営者向け経営マネジメント研修、三重の風土、食文化を知る研修、インバウンドを見据えたおもてなしやハラル、ビーガンなど、様々な食事規定に対応する研修、様々な疾病や運動能力の向上に対応したメニュー開発等に関する研修等を実施いたします。

また、産学官交流サロンを開催することで、新たな気づきを誘発し、商品やサービスにこれまでにない価値を創出できる人材の育成や魅力ある職場づくりにつなげるため、和食、洋食、中華などのジャンルを越えた料理人交流、企業間、企業と学生・生徒とのマッチング等を実施いたします。

人材確保の分野では、食関連産業に魅力を感じ、仕事に就きたいと考える若者を確保していくため、子どもたちを対象とした食体験イベントや業界のスターに関する情報発信、第一次産業から第三次産業までをパッケージにした食関連企業横断型インターンシップ等を実施することとしております。

こうした取組については、会員企業からの会費で運営することとしておりまして、みえ食の人財育成プラットフォームの趣旨に賛同する食関連事業者、

高等教育機関、調理専門学校、行政が連携し、オール三重でみえの食の将来を担う人材育成に取り組んでまいります。

食関連産業における人材育成を進めることで、技術や知識の習得にとどまらず、食関連産業に従事する方が夢や希望、自信を持って業務に取り組んでいただけるよう努めてまいります。

また、国内外からの高い評価につなげることで、県民の皆さんがみえの食を誇りに思っていたかとともに、食関連産業が三重県経済を牽引する主要な産業の一つとなるよう、持続的な発展につなげていきたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

豊富な農林水産資源に恵まれた三重県において、そういった人材が確保されれば、ますます選ばれる三重になると思いますので、関係者と連携して、ぜひこの取組を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。さきにも申し上げましたとおり、板前とか、そういった技術を有する方は、結構経験が必要になってきますので、何とかスピード感を持って事業を進めていっていただきたい、このように思っています。よろしく願います。

続きまして、4問目の電線類の地中化についてお伺いいたします。

電柱や電線のあるのが当たり前で育ってきた私であり、電柱のある風景が当然です。しかし、外国の方から見ると、不思議な風景に見えるそうです。私も少しネットで調べてみましたが、海外では、ロンドンやシンガポール、台北では100%無電柱化されており、韓国のソウルにおいては49%が地中化されています。

ちなみに、東京で8%、大阪で6%の無電柱化がなされており、日本で一番進んでいる自治体としては、芦屋市の14%でした。三重県においては1%ちょっとの進捗です。

そんな情勢の中、国による防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が進められており、本県の令和2年度当初予算においてもこれを利用して

基盤整備を行うと予算書から読み取れるものとして、県土整備部の街路事業として、電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路の区間にて電線類の地中化を実施するとして、今回約4億6000万円が計上されています。

電線類の地中化は以前から整備の促進が課題になっていたところですが、国においては平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律を制定しています。この法律では、国が無電柱化推進計画を定めなければならない、県においても無電柱化推進計画を定めるよう努めるという努力義務が課せられています。

当然、本県でも、計画を策定し、それに基づいて無電柱化を進めているものだと思いますが、まず、この計画の内容と今回の強靱化予算の投入によって、計画を当初の予定より充実させたり、前倒ししたりすることはできないのか、その対応をお聞きいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 無電柱化推進計画の内容と防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策予算による計画の充実や前倒しの可能性についてお答え申し上げます。

本県では、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、電線類の地中化に取り組み、県管理道路では、平成30年度までに7市11路線で13.2キロメートルの整備を進めてまいりました。

また、地震等の災害が発生した場合における緊急輸送道路の機能を確保するために、道路法第37条に基づき、県が管理する緊急輸送道路を対象に新たな電柱の占用を原則として禁止する措置を平成30年3月23日から開始いたしました。

平成28年12月、無電柱化の推進に関する法律が施行され、都道府県においては無電柱化推進計画の策定に努めなければならないと規定されています。これを受け、本県においても電線管理者等の関係機関との協議を経て、令和元年11月に三重県無電柱化推進計画を策定するとともに、県のホームページで公表したところでございます。

本計画では、計画期間を国の無電柱化推進計画と同じく、平成30年度から

令和2年度までの3か年とし、直轄道路及び市町道を含む三重県内の道路において、期間内に県管理道路3.5キロメートルを含む12.3キロメートルの無電柱化事業に着手することを目標に掲げています。

電線類の地中化には多額の費用を要することから、令和2年度までの目標を達成するために、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策も活用し、計画に基づく県の街路事業として、現在は2市3路線で計画対象箇所の延長約3.5キロメートルの電線類の地中化を進めているところでございます。

今後でも着手箇所の早期完成に向け、関係機関との諸調整を進めるとともに、コスト削減を図り、整備の推進に努めてまいります。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

電柱で施工すれば、大体1キロメートルするのに、約2000万円から3000万円、これを無電柱化、地下を掘って施工するとなると3億円から3億5000万円必要と言われている、そのあたりの費用のことが要因であるというようなことがよく言われています。

自分自身も以前勤めていた会社で無電柱化工事もさせてもらったんですけども、電力、通信、それとか有線放送とか、いろんな方と協議をすることとか、掘っていく上で、地中ですので見えない水道管が出てきたり、ガス管が出てきたり、工事がなかなか進まないというのがあって、工事の難しさや進める具合が遅くなるということは本当によく分かっているところであります。工事するのが半分地下のところ、自分はキャブというあたりでやらせてもらったんですけども、半分地下なので、水がたまってきて、その防水をどうするかとか、こういう土地はとか、なかなか難しいところがありました。

電柱の本数なんですけれども、全国で、平成30年には約3600万本の電柱が残っていると。以後、毎年7万本ずつ増えているというのが今言われております。電柱はどんどんと増えていく状況にあって、先ほど言われました12.3キロメートルでしたか、そのあたりのところが、ぜひ目標が達成できるよう

にしっかりと進めていっていただきたいと、このように思っています。

次にお聞きしたいのは、三重県の今回の計画では、令和2年度までの3か年とのことでしたけれども、その後はどのようにして無電柱化を進めていくのか。今回の予算説明では、無電柱化は市街地の緊急輸送道路の区間とされています。災害防止の対策は当然重要だと思います。

しかし、中長期的な観点に立てば、それ以外の視点で進めていくことも重要ではないかと思っています。従来から無電柱化といえば、景観、観光、安全、快適、防災という視点から捉えられることが多かったように思います。防災からの視点で今回、緊急輸送道路から取り組んでもらっていると思いますが、景観形成という視点で観光地周辺の道路の無電柱化による地域の活性化という視点も大いにあると考えています。

鳥羽市を例に挙げますと、近鉄鳥羽駅前であって、ミキモト真珠島から佐田浜港に歩いているところにウッドデッキを敷き詰めたカモメの散歩道というふうに呼ばれるところがあるんですけども、そのすぐ横に電柱電線が張り巡らされておりまして、そこから眺める鳥羽湾の眺望や島々は本当にすばらしいものだと思うんですけども、やっぱり電柱が少し景観を損ねているのではないかと感じます。そういうことが整備されれば、地域の活性化にもつながって、一石二鳥にも三鳥にもなると思うんですけども、次期計画を今後策定する際には、そのような視点も考慮して策定していただきたいと思いますが、このあたり、どうでしょうか。

○県土整備部長（渡辺克己） 次期無電柱化推進計画策定の際には景観等の視点も考慮すべきということについてのお答えさせていただきます。

無電柱化の推進には、観光地周辺の道路の無電柱化による良好な景観形成、地域の活性化という視点も重要であると考えております。県における現計画におきましても、優先的に無電柱化を進める道路を、防災、安全・円滑な交通の確保、そして、景観形成・観光振興の三つの視点から定めておるところでございます。

現在、伊勢志摩地域や東紀州地域等の観光地の周辺道路を景観形成・観光

振興の視点からも優先的に無電柱化を進める道路として位置づけ、無電柱化の推進を図っているところでございます。

次期無電柱化推進計画の策定の際におきましても、景観等の視点にも配慮した上で、国の次期無電柱化推進計画の策定内容や、制度改正等の動向も踏まえ、国、市町、電線管理者等の関係機関ともしっかりと調整、連携を図りながら、今後進めていくべき対象道路について検討を行い、県内の無電柱化が一層進捗するように取組を進めてまいりたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

（パネルを示す）これは津球場前の信号から県庁方面を撮ったところなんですけれども、電柱が一本もなくて、非常にすっきりしていると思います。この空間は、津市の県庁の下辺りの道路、3車線、4車線になっているところは全てこのように無電柱化されています。

そして、片や、（パネルを示す）これなんですけれども、そこからすぐ右側を見ると、このような状況になっているというのが現状なんです。ですので、先ほど質問させてもらって、今、部長の答弁にもあったんですけれども、景観とかいうことを含めてやってもらえれば、普通の生活道路であれだけすっきりするのですから、景観を重要に行っているところをもっと無電柱化していけば、景観を売りにしている三重県、鳥羽市なんかはそうなんですけれども、そのあたりのところがこれからもっともっと活性化していくのではないかと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

1分ありますけれども、このあたりで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中嶋年規） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。

伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚といいます。今日はたくさん詰め込んできましたので、早速、質問に入りたいと思います。

まず、医師確保対策の推進についてお伺いいたします。

県民の皆さんの医療サービスが利用できているかどうかというみえ県民意識調査の設問があります。2012年の調査では、県全体の実感できているという割合が45.4%で、伊賀地域は当時、29.4%と県内でも最も低い状況にありました。特に2004年の小泉政権の頃にできた新医師臨床研修制度がスタートして以降、伊賀市立上野総合市民病院をはじめ、医師不足が深刻となり、2008年から伊賀地域3病院による救急輪番制度を開始しましたが、それでも受入先が決まらない空白日ができるなど、医療体制は崩壊していたと言える状況にありました。決して少なくない市民の皆さんが、救えるはずの命があるにもかかわらず、目の前で失われてしまう悲しみや悔しさというものを経験してきました。そして、そのことが、伊賀市内で二次救急を完結してほしいという市民の皆さんの強い願いになっています。

その後、県や市の様々な努力によって、直近の2019年の調査では、県全体の医療に対する満足度が59.1%に対して、伊賀地域は53.6%というところまで大きく改善してきました。しかし、依然として人口10万人当たりの伊賀地域の医師数は県内で最も少なく、必要な医療サービスを受けていると実感していないという割合は38.6%と県内で最も高い現状があります。

そこで、伊賀地域の医師不足の現状認識を医療保健部長にお伺いしたいと思います。その上で、県は本年度中に医師確保計画の策定を進めていますが、どのような、医師確保対策に取り組んでいくのか、その具体策をお聞かせください。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 伊賀地域の医師確保対策について御答弁申し上げます。

平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計によりますと、本県の人口10万人当たりの医師数は、10年前と比べて大幅に増加しているものの、全国平均を下回っており、医師確保は喫緊の課題であると認識しております。

県では、三重大学と連携して地域枠を設定するとともに、医師修学資金貸

与制度の運用など、医師確保対策を総合的に進めてきた結果、伊賀地域においては、医師不足が最も顕著であった平成20年に比べると、10万人当たりの医師数は25.8%の増加となっております。しかしながら、依然として伊賀地域の医師数は県内平均を下回っており、医師の偏在が大きな課題となっております。

このため、県では、本年度中に三重県医師確保計画を策定いたしまして、医師の偏在是正を含めた確保対策を一層進めていくこととしております。医師確保計画では、三重大学医学部の地域枠医師や医師修学資金貸与者の派遣対象の地域となる医師少数区域や、医師少数スポットを設定することとしており、伊賀地域については、医師少数スポットに位置づけることとしております。

今後は医師確保計画に基づきまして、三重大学や関係医療機関等と連携をしながら、医師少数区域等への医師派遣を行うことにより偏在解消を図ってまいります。

以上であります。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） 再質問をしていきたいと思いますが、県内や伊賀地域の医療体制がどん底であった時期から10年少しが経過をして、そのときいろいろな地域枠を設けたり、医師修学資金の貸付制度を対象を広げて運用してきたりということで、まいてきた種がいよいよ花を開いていくかどうかという大切な時期に今来ていると思っています。

特に、医師修学資金の貸付制度も、僻地を対象にした制度から県全体を対象にする制度となって、県内に定着する若手医師は着実に増えてきたものの、先ほどもありましたけれども、伊賀地域をはじめ、偏在の解消には十分成果が上がっているとは言えない状況かと思えます。

ある病院で聞いてきた話なんですけれども、医学部の学生が、自分が地域枠で医学部に入学をしているんですけれども、自分自身がそのことを実は知らなかったというような、そんな話もあったと聞きました。これから制度的

にも都道府県の関与や権限が強まっていくということなんですけれども、キャリア形成プログラムの満足度や医学生、若手医師の目線で検証し、充実させていくことや、医師少数地域での地域医療に携わる意欲をどういうふう
に県が主体的になって醸成していくか、医療保健部長の考えをお聞かせくだ
さい。

○医療保健部長（福井敏人） まず、医学生や研修医とのコミュニケーション
でございますけれども、県や三重大学におきましては、医学生や研修医の地
域定着を促進していくという観点から、大学の医学・看護学教育センターで
ありますとか、県の地域医療研修センターを中心といたしまして、地域卒の
学生や研修医を対象とする懇談会を毎年開催いたします。

さらに、推薦市町、推薦病院の訪問、医学部の1、2年生を対象に、市町
での保健活動を行う医療教育活動の実施、あるいは地域医療の魅力を伝える
地域医療講義、さらには、僻地医療体験実習や研修会の取組など、計画的に
実施しておるところでございます、医学生や研修医と地域との間で継続し
たコミュニケーションづくりに取り組んでおるところでございます。

また、御指摘のございましたキャリア形成プログラムにつきましては、三
重大学の医学生や研修医に対しまして、自分自身のキャリア形成に向けた目
指すべき姿などについて幅広く意見を聞きますとともに、地域卒医師が委員
として参加しております三重県地域医療対策協議会において、毎年度プロ
グラムの検証を行いながら、見直しを図っていくこととしております。

こうした取組を通じて、医師不足地域での医療に携わる医師の意欲を醸成
していきたいと考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） それでは、次行きたいと思うんですけれども、厚生労働
省の医師確保計画策定ガイドラインを読みました。その中には、厚生労働省
として、都道府県が適切に都道府県を越えて医師少数区域や医師少数三次医
療圏への医師派遣調整ができるよう、必要な支援を行うと明記されています。

実際、伊賀地域の伊賀市立上野総合市民病院ですけれども、三重大学以外

にも、滋賀医科大学や関西医科大学に寄附講座を開設し、県外からの医師確保につなげ、医療体制を維持しているところでもあります。常勤医師数が19名のうち、関西医科大学が4名、滋賀医科大学が2名と聞いているんですけれども、県として、都道府県を越えた医師確保や、医学部との関係構築や、あるいはこういう支援に対しての考えをお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、医師の働き方を変えていかなければいけません。長時間労働によって現場が疲弊していくことを食い止めていくことが必要です。勤務医については、2024年4月から原則として年960時間の上限規制が適用されることとなりますが、その一方で、1人当たりの医師の勤務時間が減少すれば、それを補うためにさらに多くの医師が必要になってくるのではないのでしょうか。

これらの影響をどのように認識し、必要な医師を確保していくのか、この2点をお尋ねいたします。

○医療保健部長（福井敏人） 都道府県を越えた医師派遣調整についてでございますが、現在、県外大学から医師の派遣を受けている病院や、県外の大学に寄附講座を設置いたしまして、派遣を受けている病院が一部あるものの、県内の多くの病院は三重大学医学部からの派遣となっている現状であります。

都道府県を越えた医師派遣調整につきましては、他県においても医師不足の中で確保競争の状況となっております、現状ではなかなか難しいと考えております。

本県では、三重大学医学部地域枠や、三重県医師修学資金の貸与を受けている数多くの若手医師が医療現場で活躍することが期待されていることから、まずは、三重県地域医療支援センターを中心として県内の医師不足の状況を十分に把握した上で、派遣調整を適切に行うことによって偏在解消に取り組んでいきたいということでもあります。

次に、2024年からの年960時間の時間外上限規制のことについてであります。

県におきましては、医療勤務環境改善支援センターでありますとか、女性

が働きやすい医療機関認証制度によりまして、医療従事者の勤務環境の改善を促進する取組を行っておるところであります。

また、令和2年度におきましては、地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、救急病院等における勤務医の働き方改革への特例的な対応について検討を行いますとともに、医師の働き方改革が地域医療への影響が出ないよう、医学部臨時定員増の継続について国へも要望を行っていくこととしております。

一方、国におきましては、御指摘のように、令和6年度以降の医師の働き方について、現在、検討会を設置いたしまして、時間外労働規制の具体的な在り方や、短縮策等について議論が行われていると承知いたしております。

今回の医師確保計画においては、令和5年度までの計画ということでございますので、令和6年度以降のこうした取組につきましては、国の検討状況を踏まえて次回の計画の中で整理をしていこうと考えています。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 病院の勤務医の年960時間の時間外労働規則に大体4割ぐらいの方が何らかの形で引っかかってくるということがありますので、働き方改革というのはやっぱり医師確保が僕はあってこそだと思っていますので、看護師も含めてぜひ現場が疲弊しないような取組をしっかり進めていただきたいと思います。

それから、県外からの医師の確保なんですけれども、伊賀市に隣接する滋賀県とか、京都府というのは、三重県が医師少数県というふうに位置づけられているのに対して、一応、医師多数県に位置づけられています。伊賀地域でいえば、10年前に三重大学以外との関係がなかったために相当苦労したという経験があるかと思いますので、転ばぬ先のつえじゃないですけども、伊賀地域が特に県外からの医師確保で寄附講座もやりながら医師確保につなげているという現状がある中で、しっかり県外との関係構築というのを模索していただきたいと思います。

それから、若手の医者とか、若手の医学生とのコミュニケーションなんで

すけれども、ぜひ知事にも一肌脱いでいただいて、積極的にコミュニケーションを図っていただきたいと思ひますし、例えば、県内でも一志病院をはじめ、総合診療医の養成にさらに、今、大変なこともあると聞いていますけれども、力を入れていくとか、例えば、神島、小泉先生がやっておられるようなこういう地域医療、きらっとした取組がありますので、ぜひこのことを積極的に若い人に、医学生に伝えていただきたいと思ひますが、知事、意気込みを。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 稲森議員が僕の医師の皆さんとのコミュニケーションの機会をどこまで御存じか分かりませんが、毎年、研修医の皆さんとの交流もずっとやっていますので、引き続き、若い医師の皆さんとこの地域で医療を提供していただく、そんな気持ちを持っていただくために、しっかり私もコミュニケーションをしていきたいと思ひます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。知事、人気がありますので、みんな喜んでくれると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、自転車保険の加入促進についてお伺ひいたします。

自転車加害者になる事故を巡っては、誰もが気軽に乗ることができ、スピードも出せる乗り物であることから、小学校5年生の11歳の女の子が歩行者と衝突して、9520万円の損害賠償を請求された事故をはじめ、高額な賠償が請求されるケースが相次いでいます。自転車の交通安全対策の取組とともに、保険加入を促進させることで、被害者を着実に救済し、賠償責任を負った当事者の経済的負担の軽減に取り組んでいこうという都道府県や市町村が今、増えています。

（パネルを示す）ちょっと細かいんですけど、これが、民間の保険会社を実施した自転車利用者への保険の加入状況の調査なんですけれども、一番上の、1位が兵庫県71.5%で、三重県は37番目にありまして、44.6%にとどまっています。上位の8県を見ますと、自転車保険の加入を義務づける条

例を制定しており、国土交通省自転車活用推進本部も条例を制定した自治体と保険加入率の高さとの相関関係が認められること、加入を義務化した条例を制定後に加入率が伸びていることなど、条例による加入促進は有効であるとしています。

本県においてもこの自転車保険の加入を義務づける条例制定を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 自転車保険の加入促進につきまして、考え方をお答え申し上げます。

議員からお話がありましたように、近年、全国で自転車事故による高額賠償請求事例が散見される中、自転車損害賠償保険の加入を義務づける条例を制定する都道府県が増加しております。現在、約半分の都道府県で制定されております。

県内の事故の状況でございますけれども、令和元年中の自転車側が主原因となる相手側が死亡する例でございますけれども、ゼロ人ということで、平成27年を最後に死亡事故は発生しておりません。負傷者数は、対前年度比7人減の9人ございました。

一方、自転車につきましては、環境負荷の低減、健康増進、災害時における交通機能の維持など、利用の効果に対する意識が高まっているところであり、また、サイクルスポーツやサイクルツーリズムなど、自転車を利用した様々なニーズも高まっております。

こうしたことから、本県におきましても自転車事故の防止とともに、自転車事故に遭遇した場合の救済にもつながるよう、自転車損害賠償保険への加入促進に取り組む必要があると考えております。

こうした中、令和2年度は、みえ県民カビジョン・第三次行動計画の初年度であるとともに、第11次三重県交通安全計画等の策定といった交通安全施策推進の節目の年度となる、そういうことで、この機会を逃すことなく、一層の交通事故防止を図り、県民の交通安全意識の醸成を図るために、交通安

全の保持に関する条例を全面改正することとしております。

その際、この条例の改正項目の一つとして考えております自転車の安全利用の推進の中で、自転車損害賠償保険の加入促進を位置づけることとしており、その内容につきましては、今後、有識者、あるいは自転車の安全運転や活用を促進する部局等の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） では、積極的な取組をよろしくお願いいたします。

それでは、LGBT、性的少数者施策の充実についてということで伺います。

ダイバーシティ社会の実現を三重県から率先してやってほしいという思いで、2018年6月に県議会でLGBTの差別禁止や理解促進のための条例制定を知事に検討を求めました。知事は答弁で、条例の効果や意義を認めつつ、東京都の条例案も研究検討していきたいと考えているという御答弁をいただいています。

東京都ではオリンピック憲章を踏まえ、LGBTであることを理由とした差別の禁止やヘイトスピーチの規制を盛り込んだ条例が昨年4月に施行されているところですが、三重県でも、条例制定に向け、動き出すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

また、2015年6月の県議会一般質問でも、同性同士のパートナーが入居できない県営住宅における同居親族要件の見直しを求めています。LGBT当事者が存在することすら前提としていない規定は不合理であると思います。当時、他の自治体の動向を注視するという答弁でしたが、同性パートナー証明書を発行している自治体は、この5年間で伊賀市や茨城県も含めて大きく増えています。知事自らがそろそろ指示を出して、同居親族要件の見直しを行う時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 条例制定の部分について答弁させていただきます。

平成30年三重県議会定例会 6月定例月会議において、稲森議員から条例制定について質問いただき、その際、先ほど紹介ありましたけれども、私のほうから条例制定の意義を肯定的に申し上げつつ、東京都の条例などの研究と当事者や支援者の方々の声を聞いていくということを申し上げました。以来、既に制定されました東京都や大阪府の条例に関する調査研究、有識者への聞き取りを実施するとともに、当事者や御家族の方々などから様々なお話を伺いました。

当事者の母親の方は、つらい思いをしている子どもを何としても守ってあげたい、そのつらい思いを何とか解消してあげたいと必死に行動されています。また、もっと社会で当事者や家族の不安や悩みを理解していかなければならないと行動している高校生などの意見も聞きました。そのような皆さんを少しでも勇気づけることができなかと改めて感じています。

また、県外ではありますが、私の古くからの友人でトランスジェンダーの方がいるのですが、先日、その方のお子様にも、赤ちゃんですけれども、お会いしました。これまでかなわないかとも思っていた子どもを迎えるという夢を実現し、喜びを共有し、笑顔でいる姿を見て、三重県でも同じような思いの方がいらっしゃるだろうし、そのためにも多様な家族の在り方を社会としてもっと受容していくこと、偏見や差別が解消されていかなければならないと改めて感じています。

本年夏には東京2020大会が開催され、三重県における聖火リレーではトランスジェンダーの方に走っていただくなど、多様性が尊重される社会の在り方を考えるよい機会が来ます。さらに、本県では、令和2年度は男女共同参画基本計画の改定年度に当たり、その改定作業の中でLGBT等への取組内容も検討していくこととしています。

他方、東京都や大阪府の条例は、基本理念、相談体制の充実、教育啓発など、現在、三重県で行っている施策の取組の方向性と同様なものとなっており、条例を制定するのであれば、三重県らしさを出せるものとなるか、実効

性のあるものとするができるかということも検討する必要があると考えております。

以上のような状況を踏まえ、LGBTに関する条例制定については、男女共同参画基本計画改定の中間案等を議会にお示しする時期、恐らく9月定例会月会議と思いますが、その時期までに計画改定において議論するLGBT関連施策の在り方と連動させて検討を進め、条例制定の是非も含めて一定の方向性をお示ししたいと考えています。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 同性カップルが県営住宅へ入居できるよう、同居親族要件を見直すべきではないかとの御質問についてお答え申し上げます。

本県の県営住宅への入居に当たっては、施設の有効活用等の観点から、高齢者や障がい者等の例外を除き、原則として本人のほか、同居する親族の入居が必要であるということ三重県営住宅条例において規定しております。

また、入居に当たっては、同居する親族が存在することのあかしとして住民票の提出を求めているところです。

このような状況の下、例えば、パートナーシップの宣誓制度を有する市町において証明を受けた同性カップルに限って県営住宅への入居を認めることは、制度を有する市町に居住しているかどうかにより入居資格が異なることとなります。また、パートナー関係の存続を継続的に確認することにも課題があると認識しております。

しかし、全国では、大阪府や茨城県のように、府県でパートナーシップ宣誓制度を導入し、府県営住宅への入居を認めているところもあります。

今後は、これら先進県の状況や課題を把握していくとともに、パートナーシップ関係の確認方法も研究しつつ、同性カップルの入居についての検討を進めていきたいと考えてございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○**22番（稲森稔尚）** 条例制定については今後期待しておきたいと思いますが、県土整備部長、5年間研究してそれはないと思います。また、しっかり議論

させていただきたいと思えます。

最後、海外向け観光プロモーション動画について伺います。

(パネルを示す) 観光局が先月からユーチューブで公開をしている海外向け観光プロモーション動画についてなんですけれども、三重県のプロモーション動画は再生回数はこれまで数千回から多くて数万回というところだったと思えます。この動画は、僅か2週間で680万回の再生回数を稼いだところ。県は、フェイスブックや報道発表を通じて大々的にPRをしました。680万回の再生というのは、人気ユーチューバーにも、宮崎県的小林市でフランス人が登場して最後に宮崎の方言だったと分かる話題となったプロモーション動画でさえ200万回の再生ですので、私も含めて県民の皆さんが大変驚いたことだと思えます。

ところが、その再生回数は、ここにありますように、(パネルを示す) 別の動画を有料広告として配信していたということが明らかになりました。ユーチューブで見るとき強制的に再生されるものですが、広告配信費をかければかけるほど再生回数が稼げる仕組みで、動画製作費とは別に1000万円近い広告配信費をかけているということに驚きました。

再生回数をはじき出すということは喜ばしいことだと思えますし、この事業を否定しているわけではありません。問題は、県民に税金を広告配信費として投入しながら、そのことを十分説明せず、その納税者である県民に驚異の再生回数、世界でも話題などとおおるようなPRをする。でもそれが広告配信であったことを知った県民はどのように思うか、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

[河口瑞子雇用経済部観光局長登壇]

○雇用経済部観光局長(河口瑞子) それでは、海外向け観光プロモーション動画についてお答え申し上げます。

多くの旅行者がインターネット上の情報を基に旅行先を決定する傾向が強まる中、気軽に視聴でき、言葉に頼らず多くの情報を届けることができる動画は観光プロモーションを行う上で欠かせないツールとなってきています。

動画を活用した海外向けの観光プロモーションを実施するに当たっては、ターゲットとなる外国人の方々に見ていただけるよう、動画の制作と配信方法について先例事例も研究し、オンライン上でのプロモーション手法を効果的に活用した取組を行っています。

具体的には、J N T O等、発信力のあるメディアの発信、県のSNSでの。

〔「聞いていることに答えてください」と呼ぶ者あり〕

発信、ユーチューブやSNS等のオンライン上の広告を活用して、できるだけ多くの方に視聴いただけるよう取り組んだところです。

〔「納税者への説明責任を聞いています」と呼ぶ者あり〕

中でもユーチューブでの広告については、世界12か国の旅行に関心があると思われる層に対し、効果的に動画の視聴を促すため、インストリーム広告と呼ばれる手法を中心に展開しました。この広告は、ユーザーがユーチューブを視聴する際に県が制作した動画を表示し、30秒以上スキップさせずに視聴した場合のみ再生回数としてカウントされることとなります。

今回の事業では、動画自体の内容の魅力に加え、配信先のターゲットの設定をはじめ、広告の効果的な活用など。

〔「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

プロモーション全体がうまく機能した結果として。

〔「答えていないじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

想定を超えた再生につながったものと評価しており。

○議長（中嶋年規） 議長の許しを得てから発言してください。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 2月4日に再生回数についての報道資料提供を行った際には。

〔「議長、議長、議事進行。議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 今、答弁をしていますので、聞いてください。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 広告配信についても明記しております。

〔「いや、議事進行発言は優先されますよ」と呼ぶ者あり〕

今回の事業を通じて動画とオンライン広告を活用したプロモーションによ

り、大きな効果が。

〔「ちょっと時間を止めてください」と呼ぶ者あり〕

得られることが分かりましたので、動画を見た方の反応やコメント。

〔「いや、ひどいですよ」と呼ぶ者あり〕

属性の分析などを通じて得られるノウハウを今後のプロモーションに活用していきたいと思います。

〔「ステマじゃないですか、ただのこれは」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 稲森議員、どうぞ。

○22番（稲森稔尚） ひどいですよ。時間を止めてください。これ、誤解した県民の方はどう思いますかということを知っているんです。これはステルスマーケティングに当たりませんか。いかがですか。

○議長（中嶋年規） 申合せの時間が経過しましたので、速やかに終結願います。

○22番（稲森稔尚） それだけ答弁を求めます。ステルスマーケティングに類似していると思いますがいかがでしょうか。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 私たちは宣伝も発表してますし、見ていただいている方には広告と分かる形で表示しております。

○22番（稲森稔尚） いやいや、私たちじゃなくて、県民。

○議長（中嶋年規） 申合せの時間が経過しましたので速やかに終了してください。

○22番（稲森稔尚） 全くひどい答弁を最後にいただいて、本当に公務員として恥ずかしいと思います。

○議長（中嶋年規） 終結願います。

○22番（稲森稔尚） これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（中嶋年規） 37番 今井智広議員。

〔37番 今井智広議員登壇・拍手〕

○37番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

今、新型コロナウイルス感染症、本当に感染が拡大しているんですけども、三重県も一生懸命取り組んでいただいております。今後、県民が心配されておるのは、不安に思う方がしっかりと検査を受けられるような環境づくりということで、日々、いろいろなことが取り組まれております。来週には検査に公的保険の適用が認められるだろうとも言われておりますし、ジーンソックですか、新たな検査の機械も、開発が進んでおり、3月ぐらいには世に出てくるだろうとも言われております。三重県も今、一生懸命、検査体制を進めていただいておりますけれども、今後、国としっかり連携を密に取りながら、県民で不安に思う方が一刻も早く検査を受けていただける、必要な方が検査を受けていただける、やはり重症化になってからでは手遅れということもありますので、そういったところを情報収集しながら進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、1点目が、骨髄ドナー及びがん患者への支援についてということで聞かせていただきます。

平成30年2月に骨髄ドナーをはじめ、骨髄登録の推進、そういったことをこの議会で質問させていただきました。その後、三重県では、がん登録の推進でありますとか、ドナー休暇制度の推進、また、市町への働きかけ、そういったこともやってきていただいておりますことは本当に感謝させていただきます。

その上で、そのときに私からお願いをさせてもらった一つに、ドナーへの助成制度、その当時、五つの市がそういった取組をしてもらっておったんですけど、県としてもしっかりとその市町とともにドナーが提供しやすい環境づくりを進めてもらいたいということで、ドナーへの助成制度を検討してもらいたいということで、当時、健康福祉部の議題でありましたけれども、当時の部長が前向きに検討していきたいと。例えば、骨髄移植を求める方の適合者が見つかる確率は95%ぐらいあるけれども、ドナーからの提供に至るまで

には、60%未満の方しか、実際、提供を受けることができない。それは、ドナーが会社を休めないとか、都合がつかない、そういったことがあるので、しっかりとドナーの休業補償や、企業への働きかけも併せて、しっかりと取り組んでもらいたいということをお願いさせてもらいました。

前向きに検討するということがだったので、令和2年度、どのようになるのか、そのあたりのところを教えてもらいたいと思います。

次に、がん患者への支援ということで、がんの質問もこれまで様々させてもらいました。予防、早期発見、適切な治療、そして、充実した緩和ケアということが必要になってくると思います。医療保健部も様々な関係機関と連携を取りながら、今、三重県のがん対策、がんから1人でも多くの県民の命を守るという思いで取り組んでいただいておりますことも重々承知させていただいております。

それで、今回、何を取り上げたいかという、いろいろ医療関係者の方々や患者の皆さんから話を聞かせていただく中で、先ほど言った予防とか、早期発見、医療体制、治療体制、緩和ケアの充実、こういったことはしっかりとやっていって、今後もその必要性があるんですけども、がんと闘っていらっしゃる方への支援制度、支援の体制をさらに充実強化していかないといけないと感じました。やっぱりQOLを上げる、病気と闘う方の生活の質を向上させていくことが重要であるということをとっても感じました。

その中で、今回質問させてもらいたいのは、現在、県としてがん患者への支援はどういったことをやっており、今後どのようにしていくのか。

もう一つ具体的に、男性もそうなんですけど、特に女性の方という思いで言わせてもらいます。抗がん剤治療を始めると、二、三週間で副作用として脱毛が始まってしまうと言われております。大体、自分の髪の毛、自毛で社会復帰するまでには約2年かかると言われておりますけれども、この間、医療用ウィッグとかいったものを活用していただいて、しっかりと社会参画してもらうことが重要でございます。

今、社会的な問題として、企業でも人手が足りないとか、様々なことがあ

りますし、その地域に住まわれる方がしっかり参画をしてもらうといった体制整備も求められておる中、特に女性の方、男性用のウィッグも当然あるので、男性も対象にはなっていくと思えますけれども、抗がん剤治療等による副作用によって、医療用ウィッグ等が必要な方への支援を三重県として進めていってほしいと思えますけれども、その2点について質問させていただきます。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） まず、骨髄バンク事業について御答弁申し上げます。

県ではドナー登録者数が増加するよう、骨髄バンク推進ボランティア団体、勇気の会と協働の上、ドナー登録の推進や普及啓発に努めてまいりました。

しかしながら、ドナー登録者数が3年連続減少したことから、県では従来の取組に加えまして、平成30年度から骨髄ドナー登録説明員養成講習会やシンポジウムの開催、クラウドファンディングを活用した骨髄バンクの普及啓発、さらには、県内関係者が集い、意見交換を行います三重県骨髄提供の環境向上委員会の設立など、取組を強化してきた結果、ドナー登録者数は大幅に増加したところでございます。

令和2年度は、こうした流れを一層加速させるために、今井議員から御提言をいただいたことを踏まえまして、三重県骨髄等移植ドナー助成制度を新たに導入することといたしました。県内では、ドナー助成制度を導入している市町は5市にとどまっていることから、本制度を活用し、全ての市町で制度が導入されるよう働きかけてまいります。これらの取組を通して、骨髄バンク推進に積極的な社会環境づくりを進め、1人でも多くの方が移植に結びつきやすい環境の整備に取り組んでまいります。

次に、がん治療を行っている女性患者への支援、そして、医療用ウィッグの購入に対する支援についてお答えいたします。

がん患者の方々やその御家族が抱える悩みは、疾病、疾患、治療などに伴う身体症状だけではなく、精神的苦痛や社会的不安など様々であります。そ

ういった悩みに応えるため、本県では、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターのほか、病院外における相談窓口として、三重県がん相談支援センターを設置いたしまして、がん患者の方々やその御家族に寄り添った相談支援や情報提供を行っているところであります。

がん治療に伴います脱毛などの外見の変化は、がん患者の方々にとって大きな苦痛であり、特に女性の方々にとってはより深い悩みであると認識しております。三重県がん相談支援センターや三重大学医学部附属病院内に設置されているリボンズハウスなどにおいては、治療により脱毛された方への帽子の提供や医療用ウィッグの相談などを行っており、多くの女性のがん患者の方々を利用されておられます。

治療による外見の変化に対するケア、アピアランスケアと呼んでおりますが、これにつきましては、他県の取組状況も調査しながら、医療用ウィッグに関する情報提供や購入に対する支援など、がん患者の方々の思いに寄り添い、検討していきたいと考えております。

今後がん患者の方々とその御家族が必要に応じ適切な支援を受けることができるよう、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） ありがとうございます。

ドナーの皆さんへの助成に関しては、来年度からスタートしていただくということで、2年前の質問のときから5市の数は変わっていないと、先ほども答弁で言うておられましたけど、その方の命をお救いするために、1人でも多くの方にドナー登録していただくことと、ドナーに選ばれた場合、私も骨髄バンクへ登録して23年ぐらいになりますけれども、HLA型、白血球の形が合う方がいらっやらないのか、一度もオファーはないんですね。でも、あと2年余りで卒業しないといけない、55歳の誕生日になると同時に、その登録から外されるという形になりますので、18歳からの若い方、55歳未満の方しか、あげたくても、移植ドナーになりたくてもなれない、そういった制度ですので、1人でも多くの若い方に啓発していってもらいたいと思います。

よろしく申し上げます。

がん患者の方に関しましては、御検討いただくということでよろしく申し上げます。私もリボンズハウスに2回ほど行かせてもらって、いろいろと調査、勉強をさせていただきました。先ほど申し上げたように、外見的なことで外へ出にくくなるとか、仕事に復帰しにくいとかいったことのないように、しっかりと男性及び特に女性の方々に対しての支援制度、他県の例も見ながらということですが、昨年7月現在では7県が全域でやっただいております。14県は、その中の市町でやっただいておるといふ状況でありますので、その辺、調査して進めてもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に入ります。

高齢運転者への交通安全対策及び私立高等学校授業料の実質無償化に対する県の対応についてということで、時間が限られていますので、最初にフリップを出させてもらいます。(パネルを示す)

高齢運転者への交通安全対策ということで、今出させていただいたのは国の補正予算、1月30日に可決成立しましたがけれども、そちらで組み込まれておるものでございます。補正予算ですので、この後、繰越し等がなされて実施される形になると思いますので、その辺のところは御承知おきいただきたいと思います。

ここにもありますように、高齢者の方々の事故が増えてきておる。警察庁からも今月13日でしたか、発表がありましたけれども、高齢者の方々の交通死亡事故のうち、人的なミス等によるもので最も多かったのが、ハンドルの操作の誤りとともにブレーキとアクセルの踏み間違いということがありました。ブレーキとアクセルの踏み間違いに関しては、その中でも75歳以上の方は77.8%、それが原因であったと発表がございました。

国では新車を購入するとき、それぞれ登録車、軽自動車や中古車を購入するときには、先ほどありましたように、1のほうで補助金を出していただく。後づけの車に対しては、センサーつきが4万円、センサーなしのほうで2万

円の補助を出すという形になっております。新車の分に関しては、国は昨年12月23日の新車の登録から遡って認めるという方針も出されておるところでございます。来月上旬には、この制度がスタートするだろうという予定になっておるのが今の国の状況でございます。

そこで、県の来年度予算の中で、ちょっと議案質疑みたいになっちゃうか分かりませんが、国の制度は65歳以上ですけれども、県は70歳以上の方を対象に後づけの部分に関して補助するというお考えがあると、予算で出てきております。本当にありがたいことであります。私も昨年来、このことについて本当に関心を持っておりましたので、今回の予算は、この後、議決があるのであれですけれども、私自身は高く評価させていただいております。

この県の制度、70歳以上の方で後づけの部分というのは、先ほど示した国の制度にプラスアルファで併用できると聞かせていただいております。例えば、先ほどの後づけのセンサーなしは、国2万円、例えば、県内の市町でこれをやろうと言っていただくと、そこがもし2万円出しますと、県が半分の1万円を出すという形だと思うんですけど、2万円と2万円と4万円の補助を受けられるという形になります。このセンサーなしのものは、工事費的には4万円から5万円と聞かせていただいておりますので、二つ受けることによって、多く補助金を受けることができ、本人の負担は少なくて済むという形になります。新車を買える方は、ぜひ安全性も高いので買っていただきたいんですけど、高齢者の方はやはり今乗っている車をずっと乗り続けようとか、なかなか買換えができないという方もいらっしゃると思いますので、この制度はとても大事だと思っております。

県は来年度予算に上げていただいております。県内でも幾つかの市町は本予算に上げていただいております。そうなったときに、国の制度は3月上旬からスタートして、もし補正予算対応で早くても6月とか7月でやっていただいたとしても、それが議決されてからのスタートになるとすれば、国との開きがすごく長くなってしまいます。今回お願いしたいのは、市町と県

で協調してこの補助金をやってもらうに当たって、これから補正で対応を考えていただける市町に対して、県の立場として、4月に遡ってこの制度を認めていただけるようお願いしていただきたいと思います。3月上旬に国がスタートする予定の中で、一刻も早くこの交通安全対策をしてもらうことが重要でありますので、そういったお願いをしてもらいたい、そういった制度でスキームを作ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうかというのが、最初の質問です。

次が、私立高等学校授業料の実質無償化に対する県の対応についてです。国のほうで4月から私立高等学校の授業料実質無償化をするために、年収590万円まで39万6000円の補助金を出すという形になります。こうなることによって、今まで県として私学に通われるお子さんたちのために授業料減免補助金というのを県単で上乗せしていただいております。そのお金が必要なくなることになり、この4月から、その分が浮いてくると言ったら変ですけれども、今まで上乗せで出しておったところが必要なくなる。

じゃ、三重県は、私立の高等学校へ通われておる皆様方のためにその予算をどのように使っていくんですかということをお聞かせいただきたいと思います。

聞くところによると、他県では国の制度に上乗せをして、近くでいえば、岐阜県700万円までとか、愛知県720万円、東京は910万円までとか、範囲を広げるということをやられる都府県もあるみたいですが、三重県としてどのようにされていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 2点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、1点目、後づけ安全運転支援装置の補助の件でございます。

お話がございましたように、近年、全国的に高齢運転者のペダルの踏み間違いによる大きな交通事故が社会問題になっておりまして、こうした交通事

故を防止するため、令和2年度において踏み間違いを防止する後づけ安全運転支援装置を設置する高齢者に助成を行う市町への補助を実施することといたしました。

県においては、県外での高齢運転者の重大事故の発生を受けまして、今年度の早い時期から補助制度創設に向けた検討を進めておりまして、市町を訪問して県の考え方を直接お伝えするとともに、市町との意見交換会を開催し、補助対象に係る制度設計などについて協議を進めてきたところでございます。

県といたしましても、一日も早く高齢運転者の皆さんにこの安全装置を設置していただくよう、新年度当初から市町に補助を行いたいと考えております。このため、当初予算編成に間に合わず、年度途中から開始する市町におきましては、できる限り4月1日に遡って補助対象としていただくよう働きかけを行うなど、今後も市町と密接に連携を図りながら、調整を進めてまいりたいと考えております。

2点目の私立高等学校授業料の実質無償化に対する今後の私学振興の考え方でございます。

これまで県は、年収350万円未満程度の世帯に対して、国の制度である高等学校等就学支援金の上乗せとして、授業料減免を行ってまいりました。今年度は保護者のさらなる負担軽減を図るため、国の制度拡充に1年先行して、年収350万円以上、590万円未満程度の世帯を対象を拡充したところでございます。

お話がございましたように、令和2年度からは国が年収590万円未満世帯まで支給上限額を引き上げるとしたことから、本県においては支援が必要な低中所得世帯に対する授業料の無償化が実現されると考え、授業料減免補助金について見直しを行ったところでございます。

見直しに当たりましては、私学予算の在り方から議論を行った結果、厳しい財政状況の中ではございますが、私学振興を図るため、県政の喫緊の課題である若者の県内定着に資する取組に対して支援することとし、高等学校等振興補助金の県費上乗せ額を増額することといたしました。

私立学校において、三重県に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長、発展に貢献しようとする思いを育み、自らのキャリアを考える取組等を実施することにより、県内へ進学、あるいは就職する生徒や、県外大学等進学後に三重県に戻ってくる生徒を増やしたいと考えております。

振興補助金を増額することは、特定の世帯を対象とした授業料の減免ではなく、生徒一人ひとりへの教育の充実という形で還元できるとともに、特色ある学校づくりや健全な学校経営を支援し、ひいては保護者等の経済的負担の軽減にもつながります。県といたしましては、公教育の一翼を担い、本県の初等・中等教育において大変重要な役割を果たしている私立学校の振興に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

運転者のほうに関しては、市町の皆さんの御理解をいただきながら4月に遡っていただきたいと思えます。つけたいと思っていただける方は、国と、市町と県の両方を使いたいと思われるのが普通だと思えますので、何とか国とのタイムラグを少しでも短くするためにも、そういった取組を市町のほうにお願いしていただき、あわせて、広報啓発もしっかりしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

私学のほうにつきましては、県の考え方、聞かせていただきました。いろいろ先ほど他県のことを言いましたけれども、他県は他県のやり方があると思えます。しかし、三重県としては、先ほどのように、若者の県内定着につながるキャリア教育を進めていくことにおいて、特定の世帯のお子様だけではなくて、全ての私立高等学校等に通うお子様のところもしっかりとサポートが届く、その方向性で決めていただいたということですので、この部分に関しては私も理解させてもらいたいと思えます。ただし、厳しい財政状況ですけれども、今後、所得制限の見直し等、他県の動向も見ながら、一つの考えとして御検討等もいただければと思えますので、よろしくお願ひします。

時間がないので最後に入らせていただきます。

最後に、幼児教育・保育の無償化を受けた今後の取組についてということ、この質問に関してパネルを一つ用意しております。（パネルを示す）これは、手前みそで申し訳ありません。私ども公明党として、昨年10月からスタートしました幼児教育・保育の無償化、これをしっかりチェックすることが必要だろう、現場ではどのような声かというのをしっかりと調べようということで、昨年11月11日から12月20日にかけて、私どもの全国の約3000名の議員が、保護者、そして、施設を運営してもらっておる事業者にアンケート調査をさせていただきました。こちらにありますように、2万7424人の御回答をいただきました。利用者が1万8922人、事業者が8502人であります。この調査結果、現場の声を聞かせていただいて、いろいろ私どもも非常に勉強になったところでございます。

今月に最終報告書を出させていただいて、例えば、資料提供していませんけれども、三重県での結果がどうだったか、全国の結果がどうだったか、そして、最終報告として、今回のアンケートは、ただ丸をつけるだけではなくて、どういった問題があるかというのを記述式でそれぞれ聞かせていただく自由回答欄を設けさせてもらって、今、私自身もまだ精査中のところであるんですけども、せっかく私どももこの実態調査をさせていただいたので、子ども・福祉部のほうにこの資料を、もし活用してもらえればということで、お渡しさせていただきました。

パネルにもありましたように、多くの方はこの制度の導入を評価していただいておりますけれども、一方で、これから保育の質の向上を求めるとか、事業者は質の向上のためには配置の改善であるとか、スキルアップ、そういったことを求めるというお答えも多くありました。

この実態調査等を見ていただいたと思いますので、今後、三重県として子育て支援、無償化を受けた後の取組について御答弁いただきたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 幼児教育・保育の無償化を受けた、保育の

質の向上や受皿整備についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化については、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障することを目指して実施されています。

御紹介いただきました調査では、幅広い施設を対象として、幼児教育・保育の無償化実施後の現場の生の声を集めていただいております。県といたしましても大変貴重な御意見を聞かせていただく機会となりました。今後、子育て支援施策をさらに充実させていくに当たり、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。

調査の結果、課題として挙げられた保育の質の向上と受皿整備については、どちらかに比重を置くのではなく、同時に取り組んでいく必要があります。そのため、まず、保育の質の向上については、調査では質の向上に必要なこととして、保育士のスキルアップとそれに応じた処遇の改善が求められています。

そこで、保育所等における賃金改善の仕組みの要件となるキャリアアップ研修、また、現場において人材育成を推進していく力を養うための専門研修等を既に行っております。これらの研修事業を計画的に進めることで、保育士等の処遇改善を図りつつ、保育を行う専門職としてさらなるスキルアップを図り、質の向上に努めているところです。

次に、受皿整備については、施設整備はもとより、保育士の確保に取り組むことが課題であると認識しております。このため、まず、保育士の負担軽減を図る事業、また、働きやすく風通しのよい職場づくりを進めるための、イクボス、ホイクボスの事業、保育に関する求人情報や保育所等の情報などを一元化し、きめ細かに発信するなどして保育士の確保に取り組んでいきたいと思っております。

令和2年度以降は、これらの事業について、幼児教育・保育の無償化実施後の現場の声を十分に踏まえて、保育の質の向上と受皿整備の両面から子育て支援施策の充実を図ってまいります。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） どうもありがとうございました。御答弁いただきました。

参考にしていただける部分はしっかりと参考させていただきたいと思います。私どもとしては、PDCAを回していくことがどういったことにおいても大事だということは皆さんと共有できると思います。今回のこの調査は、チェック、Cの部分になると思います。実際に、昨年10月からスタートして、その中で現場としてはどのような状況になっておるのかというのをチェックさせていただきました。今後、私もさらに細かく見ていきたいと思うんですけども、ぜひ参考にしていただければと思います。

もう時間がないので、最後に、全国と三重県とは若干違うなと思ったことがあります。それは何かというと、（パネルを示す）全国の順位は、先ほどのパネルで示させていただいたように、保育の質の向上から順番に複数回答のところになっておるんですけど、三重県の場合は、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の強化とか、障がいのある子どもの教育・保育の充実というのが、他県、全国の数字よりも大分高かったのがあります。

あと、スキルアップ研修のところも、全国ではスキルアップ研修が3位になっておるところが多いんですけども、三重県の場合は、1番に近いぐらい高く、全国の数字よりもぐっと高くなっておることがありましたので、その辺も参考させていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○22番（稲森稔尚） 議長、議事進行。

○議長（中嶋年規） どうぞ、稲森議員。

○22番（稲森稔尚） お疲れさまでした。すみません。2点発言をさせていただきたいと思います。

まず、1点目が、私の一般質問中に河口観光局長の御答弁をいただいていたときに、私から議事進行発言をさせていただきましたが、取り扱っていただけませんでした。議事進行上、議事進行発言というのは優先されるべきではないのかと思いますけれども、その辺、整理をしていただきたいと思います。

ます。

もう1点が、観光局長がせっかく御答弁いただいていたんですけども、私の聞いていることに全く答えていただけていなかったと思っています。もう一度、後ほどでもいいので、補充をして、しっかり県民のほうを向いて、血税を使っている以上はしっかり説明をしていただきたいと思いますし、そのことも含めて整理していただきたいと思います。そういう答弁姿勢は悔い改めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋年規） ただいまの件につきましては、後刻、議会運営委員会に諮り、措置しますので、御了承願います。

休 憩

○議長（中嶋年規） それでは、暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中嶋年規） 県政に対する質問を継続いたします。2番 喜田健児議員。

〔2番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○2番（喜田健児） 皆さん、こんにちは。私は、新政みえ、松阪市選出、新人、喜田健児でございます。

議長のお許しをいただき、通告どおり議会のルールを守りながらも、子どもたちの生きる未来に、教え子たちが生きる現代に、責任ある立場にいる政

治家として何物も恐れず、ひるまず、よりよい三重県を目指して果敢に挑んでいきたい、そのように思います。どうかよろしくをお願いします。

一般質問のデビュー、私にとって、その記念すべき質問の1番目に選んだのは、公契約条例に関わっての三重県建設産業活性化プランについてです。

三重県に活力を見いだして、三重県経済の好循環を作り出し県税収のアップを図る、そして、最終的に教育予算を増やす、そんな強い思いから、たどり着いた質問がこれであり、後の五つも同じでございます。

公契約条例に関して、過去の議事録を見ました。次に、地域の雇用を支え、災害時には地域を守り、従業員とその家族の暮らしに責任を負っている三重県建設業協会の役員の方との団体懇談会で確認したことをもう一度見直し、そして、三重県建設労働組合の執行部との聞き取り調査を行い、さらに、津市、前葉市長並びに担当の総務部の方との意見交換で学び、ここで深く掘り下げるために、水越法律事務所の水越聡弁護士と中小企業再建サポート会社の社長、教え子ですが、そこから学習レクを受けて、そして、これまでの学びをもって県土整備部の担当の方とやり取りし、最後に、16歳から大工の職人となり、今年で30歳となる教え子に私は会いたくなり、面談し、いろんなことを聞かせていただき、この場に臨んでおります。

このように、この質問に実に多くの時間と労力を費やし、多面的角度から見てきました。その中で、この公契約法、公契約条例の制定への難しさには何があるのか、その時々で仮説を立てて追求してきました。多くの疑問をこの一般質問を通じて表に出して、制定に向けてチャレンジしてみたいと思います。

平成16年12月17日、第4回三重県議会定例会で、「公契約法」の推進など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書が全会一致で可決され、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出されています。約16年前ですから、ここに見える4期以上されている先輩議員の方は、この採決で起立して、賛成の意思表示をされていることとなります。

その意見書の趣旨は、建設業の就業者数は全産業の約10%を占めており、我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献していることをまず押さえており、しかし、建設産業の特徴である元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は常に不安定な状態にあり、加えて不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務単価の引下げにつながり、現場で働く労働者の生活に深刻な影響を及ぼしていると続いています。そして、その解決のためにも、公契約法の制定について検討すること、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう実効ある施策を実施することを求めています。ただ、16年前のことですので、施工単価や労務単価の引下げのところは、現在の状況と違っていることは付け加えておきます。

また、その意見書には、諸外国では公契約における適正な賃金の支払いを確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいるとも書かれていました。

そこで、さらに調査を進めてみると、今から7年前の平成25年3月4日、福岡県弁護士会の古賀和孝会長による公契約法及び公契約条例の制定を求める会長声明には、国際労働機関ILO94号、公契約における労働条項に関する条約について触れてありました。その条約の中身は、入札者に最低基準を守ることを義務づける公契約によって、賃金や労働条件に下方圧力がかけられないようにするというものですが、その条約を既に世界の60か国を超える国々が批准しているにもかかわらず、我が国は批准していないこと、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツなどでは、国レベルで公契約規整を行っている事実が書かれていました。

そして、我が国では、千葉県野田市が平成21年9月に公契約条例を全会一致で成立させたことに始まり、全国の自治体で相次いで公契約条例の制定の動きが始まったこと、さらに千葉県野田市では、公契約条例施行後、清掃委託業務に従事した労働者の賃金が1時間当たり101円上昇するといった効果が報告されていることなどが書かれ、確実に、その地域の労働者の賃金水準の引上げに寄与していることが示されていました。

なぜ、日本は批准しないのか。三重県行政は、なぜ公契約条例を制定しないのか、そこには何があるのか、意見書の国への提出は平成16年、国は、いまだに公契約法の制定をしていません。そのような状況の中で、実に多くの県議会議員の方が、質問にこれまで立っております。議事録を見ていくと、平成24年3月に、舟橋裕幸議員、平成25年6月に藤田宜三議員、平成26年2月に中村進一議員、同じ年の9月に田中智也議員、平成30年には前田剛志議員、そして直近では、昨年の6月定例会議で藤根正典議員が、公契約条例の早期制定を実現するべく質問しています。

これまでの県土整備部長、知事の答弁を全部調べました。

要約すると、公契約に代わる総合評価方式の導入、低入札調査基準価格の引上げ、施工体制確認型総合評価方式の導入で取り組んでいること、公共事業に係る公契約条例の県における制定については、今後の入札状況、あるいは国及び、既に条例を制定している自治体の動きや、また、その効果等など注視していきたいと考えていますという答弁でした。

平成24年からは、建設産業の活性化に向けた三重県建設産業活性化プランが策定され、その後、現在のプランである新三重県建設産業活性化プランには、労働環境を改善する取組も進めているということが加わりましたが、条例の制定に向けては、注視して研究という同じ答弁が、ここ数年ずっと繰り返されています。直近の回答は、条例制定ではなく、実効性のある三重県建設産業活性化プランの実施によって、その課題解決を図っていることと、条例制定による企業経営に及ぼす影響や、受注者の事務負担などの状況を調査しましたが、明確には確認できないため、引き続き調査研究するとともに、国、他県、市の動向などを注視したいと考えている、そういう答弁でした。

全国で50を超える地方自治体が条例を制定している状況ですが、今までと同じ答弁が繰り返されています。

そこでお聞きします。公契約条例の目指すところの社会を三重県建設産業活性化プランにおいて、この8年間でどれぐらいの成果を上げているのか。プランの中に書かれている目標、適正な利潤が確保される価格での契約によ

り、下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるように目指しますという目標の達成状況、また、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるために、令和2年度から次期プランにおいて、どのような手だてを打っていくのかを、県土整備部、渡辺克己部長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 公契約条例が目指す社会を三重県建設産業活性化プランの中で、どのように取り組んでいくのかとの御質問にお答えいたします。

公契約条例は、他県の事例を見ますと、提供されるサービスの質の向上や公契約に従事する者の適正な労働条件の確保など、労働環境の整備が目的とされており、この労働環境の整備の一つとして、適正な賃金の確保が求められています。この考えと合致するものとして、令和元年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律において、受注者の責務として、市場における労務の取引価格等を反映した適正な下請契約を締結しなければならないとする規定が、新たに設けられたところです。現行の新三重県建設産業活性化プランにおいては、下請企業も含む建設企業の適正な利潤確保のため、低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しなどによるダンピング受注の防止や、設計単価の早期改定による適正な予定価格の設定等の取組を行っており、これにより新三重県建設産業活性化プランの取組指標である売上高経常利益率は目標を上回っています。

また、現在策定中の次期活性化プランにおいては、取組方針として、担い手確保や労働環境改善の取組と適正な利潤確保や安定経営の取組を位置づけることとしております。担い手確保や労働環境改善の取組では、法定福利費を明示した標準見積書の活用などによる適正な下請契約の促進や、適正な賃金の確保に資する取組として、技能労働者の賃金の実態調査を位置づけていきたいと考えております。

また、適正な利潤確保や安定経営の取組では、現活性化プランに引き続き、

ダンピング受注の防止や適正な予定価格の設定などに取り組みます。

以上の取組を実施し、建設企業の利潤を確保することにより経営の安定化を図り、労働環境の改善にもつなげていきたいと考えており、今後も活性化プランの取組をしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございます。

県においては、品確法ができたこと、そしてこのプランによって、元請、下請の大手や、中小企業、個人事業主の利潤を確保するために、適正な金額での契約に努めて結果も出していること、しかも、技能労働者の賃金の実態調査を位置づけするなど、現場労働者の労務単価が守られるように努力しておられることを、答弁によって理解いたしました。ただ、これって公契約条例の中身そのものではないかなと私は思います。ベクトルは同じであるということが、私ははっきりしたのではないかと思います。

そこで、紹介したいのが1年半前に、国立国会図書館調査及び立法考査局の「公契約条例の現状～制定状況、規定内容の概要」という論文です。

レファレンスという雑誌に掲載されていますが、そのまとめにはこう書かれています。政府は、国や地方公共団体が発注する契約で労働者の適正な賃金が確保されることは重要な課題であるとしつつも、賃金等の労働条件は労使が自主的に決定するのが原則であること。また、予算の効率的な執行を図る必要があること等を理由として、公契約に関する基本法の制定については、慎重な検討が必要であるとしている政府の見解がその雑誌には記してあるんです。このまとめで私が注目した文言は、予算の効率的な執行を図る必要があること、そして、国も慎重な検討という見解になっているところです。

ここで、映写資料を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これ、自作資料です。これを見ていただいて、県が最初に契約を結ぶ元請との中で示される労務単価を9割は保障しよう、しかも、元請、下請の利潤も確保しようというのが公契約条例でございます。この県と下の企業、下請、孫請、労働者の皆さん、県と最初に契約を結ぶ、その契約の労務単価をひっくるめ

て保障しようというのが公契約条例であって、最低賃金法は、労使の関係の中での賃金を保障するというものであって、大きな違いがあると思います。

私が訪ねてやり取りをした中で、水越弁護士は、発注側は限られた予算の中でやるべき事業をスムーズに回したいから、予算が膨らむようなことはしたくないという論理が働くのは当たり前で、結局、目の前のことでしか考えられないと言われました。

この件において、大工職人で一人親方として頑張っている教え子と面談してきた内容を、今からお伝えさせていただきます。その教え子は、建設業界は、このまま行けば、最終的に生き残るのは大手のみになると予想しています。大手は、若者を抱えて、そこで育てて、受注に対して、自分のところだけで回すことができる。若者を抱えて、育てるなんてできるのは元請ぐらいで、自分ら孫請は、1日1万5000円から1万8000円で、そんなこと、到底無理。下請となる工務店も、仕事がない時期があるので、固定給を上げることすら難しいから、若者が入ってもすぐ辞める状態にある。一人親方とかに弟子入りしても、大工のスタートは1日5000円か6000円。一人前になるには5年はかかる。昔は、和室があったから10年はかかったけれども、でも、その間、食べていくことすらできない。だから、自分の知っている友達は、みんな足場や、とび、住宅基礎、鉄筋、水道、防水、解体の仕事をしている。大工になるのは、親が工務店をしているところの子どもぐらい。自分も、父親の仕事を手伝って覚えて、その後、工務店に入ったが、月給が上がらないと分かったから、すぐ工務店を辞めて一人親方になった。その教え子に、私が仕事が回ってくるのかと聞きました。そうしたら、職人が少ないから、昔より仕事の話は多くなったと言います。ほぼ毎日働いている。日当1万5000円やけど、日数が多いから道具も買い換えるし、労災や社会保険料も払える。昔は、相場で坪3万8000円やったけど、下請、孫請、その下にもなると、坪3万円を切る、それでも仕事が欲しいので、単価のことは上には言えないし、諦めていると話してくれました。弱い者たちが夕暮れ、さらに弱者をたたく。ブルーハーツのトレイン・トレインの歌詞の一節ですが、教え子の話

聞いて思い出しました。弱い者たちが夕暮れ、さらに弱い者をたたく、これでいいのかと私は思います。三重県が発注元で、最低賃金法違反は本当に起こっていないと言えるのか。教え子に、最初の元請との契約の段階で、決められている現場労働者の労務単価を9割守ることができればと聞くと、そんなのできるのと不思議そうな顔をして、こう言いました。元請が今までのような利益を得ようとしたら、受注する際の契約金額が上がらないと無理やと思うと。私が、最後に、実現するように頑張るからと言いますと、にこっとほほ笑んで、先生、ありがとうと帰っていきました。

持続可能な社会の構築を考えたときに、三重県建設産業活性化プランと併せて条例制定をしたほうが、実効性が高いことは言うまでもありません。条例制定には、乗り越えなければならぬ壁が幾つもあるわけですが、それらは複合的に絡み合い、それらの解決には困難が伴い、先の見えないものであり、労力だけが費やされてしまう可能性もあります。実際問題、制定には困難を伴うことが予想されるので、このような判断になっている部分があるのではないかと推察します。

この問題を解決するには、発注元の部による調査研究だけでは、先を見越した解決ができるとは到底思えません。県土整備部では見えないところや、踏み込んではいけない領域もあるはずです。公契約による、末端の労働者の賃金を守るために、まずは、建設業者の経営基盤の強化で成果を上げてきている県土整備部の努力をさらに生かすためにも、部局横断的なチームの結成が必要であると思います。

そこでお聞きしたいと思います。令和2年2月17日、戦略企画部と総務部の所管で出された令和2年度三重県経営方針最終案では、最終ページに、職員業務遂行に当たっての行動指針、五つの心得が書かれています。その四つ目の心得には、部局間の縦割り打破、部局益を忘れ、県益を想えという意識、常に県民の皆さんのためになっているかという視点で、自分を見つめ直す。そして、チームワーク重視と書かれています。

この4月から、第2期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的手

だてとして、部局横断的な連携について、県当局の考えを戦略企画部、福永部長にお伺いします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、部局横断した取組が必要と考えるが、どのように取り組んでいくのかということで答弁させていただきます。

三重県では、人口の減少に歯止めをかけるとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するため、第1期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って、平成27年度から進めてきました地方創生の取組や課題を踏まえ、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略をみえ県民力ビジョン・第三次行動計画と一体化して取りまとめました。

第2期の総合戦略では、活力ある働く場づくり、未来を拓くひとづくり、希望がかなう少子化対策、魅力あふれる地域づくりの四つの対策を柱に、様々な施策を分野横断的に活用しながら、相乗効果を発揮させ、施策総動員で地方創生を進めることとしています。

地方創生の四つの対策を進めるためには、部局を越えた様々な分野からの取組が必要と考えています。このため、毎年度、特に注力する取組を選択します重点取組の中で、人口減少への対応を継続的に取り上げまして、地方創生に係る新規事業等の立案に、各部局の知恵を結集することとしています。また、若者県内定着緊急対策会議などの庁内会議を効果的に活用しまして、部局間の積極的な連携を図っていきます。

実例としましては、令和2年度におきましても関係部局が連携し、移住や三重県への関心を高めるきっかけづくりとして、大都市部における県の情報発信や交流の場づくりに取り組んでいきますし、就職氷河期世代の支援に向けて様々な主体が関わるプラットフォームを設置し、関係部局の連携により、就職相談支援や多様な働き方、社会参加の場の創出の取組を進めることとしているなど、部局連携の取組は少なくありません。こうしたことに加えまして、Society 5.0やSDGsの考え方は、様々な地域課題を解決し、

地方創生を実現する上で、大きな原動力となります。みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の基本理念に取り入れましたこの二つの視点を、全ての部局の企画立案のよりどころとしまして、部局横断的な取組の促進を図り、イノベーションの創出につなげてまいります。

以上でございます。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁いただき、その概要と事業の具体等イメージすることができました。ありがとうございます。

建設労働者の適正な賃金確保といえば、県土整備部となりますが、公契約は、そのほかにも、ごみ収集や、清掃員、警備員、民間委託の保育士などもあるわけで、これは、他の部局にまたがる事案です。ここ数年間、県土整備部で調査研究を進めるという答弁をしていますが、他の部局においても、この事案に関して主体的、自主的に取り組まれてきているのか、そこの部分が一番知りたくなりました。今回は、建設業ということで、県土整備部に絞って質問させていただきましたが、4月以降は、部局横断的な連携が戦略的に始まりますので、他の部局においても調査研究にどのように関わり、どんな議論がなされて、どのような結論になっているのかを私の次の一般質問にて、聞かせていただきたいと思います。

今後、部局横断的に、県土整備部、雇用経済部、出納局も加わるプロジェクトチーム、あるのか分かりませんが、そういうものを結成して、調査研究を進めていくことをお願いさせていただきます。

さらに、最低労務単価を5年以内に示すことを明記して、条例を制定し、この4月で3年目に入りますが、労働者よし、経営者よし、ひいては県民よしを満たしている津市ともタッグを組み、進めることができれば、課題を潰して、光を見いだすことは可能であると思います。津市とのタッグを組むことの御検討も、お願いをしておきたいと思います。

複合的に絡み合った課題に対応できる組織になるための部局横断的な連携が始まります。その組織を作っていくに当たって、私が一番危惧するところ

は、直属の上司やその上の管理者にとって、労務管理が難しくなるということです。いつも、部局内にいた部下がまたおらん、どこにおるんや、どこに行ったんや、何しとるんやと、労務管理ばかりに意識が行き、部下を信用せずに、挙げ句に何をやっているのかを理解しようとしないう状況が生まれなとも限りません。これは、トップダウン型、支配型リーダーに多いと思います。三重県庁には、そんな管理職の方は見えないのですが、ちょっとお付き合いいただければと、私の考えを聞いていただければと思います。

部局横断的な連携を成功させるためには、部長級以上の管理職の意識改革が先決です。昨年のラグビーワールドカップで日本チームが掲げたワンチームというスローガンは、コーチ陣が決めて、選手に伝えて、それを浸透させ、一糸乱れぬ集団を目指すということではありませんでした。選手たちに、自分で考えて、それで考えてもらったことを、決定してもらったことを取り入れて、チームに生かしていくというものです。日本チームのヘッドコーチ、ジェイミー・ジョセフさんが大切にしたのは、多様性の尊重と自主性の尊重です。選手たちに追い求めたのは、自主性と主体性の強化でありました。コーチ陣は、そのための環境づくりをすることであり、支配するのではなく、支援するサーバントリーダーとなり、確固たる信念の下、歩みを進めたわけです。その結果が、世界と戦えるチームとなり、日本中を感動の渦に巻き込み、勇気と元気、希望という生きる活力を与えたわけです。

鈴木県政10年目となる節目の年度を目前に控えて、まさに他方から見て、超強力的なトップダウン型、支配型リーダーと見えてしまう知事ですが、実はそうではなくて、1期、2期、3期とリーダーとしての在り方を戦略的に変革しているのではないかと思います。その表れが部局横断的連携だと思います。

鈴木知事、ちょっと持ち上げた感はありますけれども、実際のところどうなんでしょうか。そこで、知事にぜひともお聞きします。複合的に絡み合った課題に対応していくために、複雑化する行政運営に当たっては、サーバントリーダーシップが必要になってきていると思います。知事の考える組織の

リーダーの在り方について、お聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 組織のリーダーの在り方について、答弁させていただきます。

現在は、過去の経験が通用せず、経験だけでは正解を出せない時代であり、これまでの成功セオリーが必ずしも通用しない中、試行錯誤を繰り返しチャレンジしなければ、最適解が見いだせない時代と認識しています。そのような時代においては、リーダーシップやマネジメントの在り方も変化していく必要があります。

先般、若手・中堅養成塾で私の15年来の友人であり、リーダーシップ論の研究者でもある日本ラグビーフットボール協会コーチングディレクターの中竹竜二氏から、リーダーシップに関する講演をいただきました。

リーダーは、組織に1人というのから組織に複数、例えば、チームにキャプテンが2人いるということ、そういうようなこと。あるいは、カリスマ型リーダーシップから、オーセンティックリーダーシップ、自分らしいリーダーシップ、リーダーは周りを引っ張るリーダーシップと周りを支えるフォロワーシップの両方をバランスよく持たなければならないとの趣旨を話してくれました。

私自身も、組織のリーダーとして、日々職務に当たる中で、大変共感するものでありましたし、その趣旨は、先ほど議員が御指摘いただいた、サーバントリーダーシップとも共通するところがあると考えています。私は、リーダーシップやマネジメントの在り方も他人と比較する必要はなく、人それぞれでいいということ、常々、特に、毎年行う新任所屬長向けの研修などで、職員に申し上げます。それは、チームのメンバーも一つとして同じものはないし、リーダー自身の経験や価値観も一人ひとり違うものであり、リーダーシップについても、一つとして同じものはないとの考えがあるからです。したがって、リーダーシップはあれかこれか、あれがよくてあれは駄目というものではなくて、あれもこれもあり得るということだと思えます。その際、

どのような形でリーダーシップを発揮していくにしろ、結果の質だけを問うのではなく、お互いが協働したり、認め合ったり、信頼関係を築いたりといった職員間の関係の質をまずは高めていくことが、組織のマネジメントを成功に導くためには不可欠であります。このみえ県民力ビジョン・第三次行動計画や第三次三重県行財政改革取組の最終案などにおいても、そういう面談の質の向上、コミュニケーションの充実、そういうことを進めることを検討しているところであります。

先ほど、1期、2期、3期ということでありましたけれども、少し危機管理とかは事案の事象がやや違うかなとも思うところでありますけれども、今も週何回かは各所属に行き、朝のミーティングで職員と話をしたりということで、そういう意味ではこの10年の中で、自分自身の経験や、あるいは県民の皆さんの行政ニーズを踏まえ、自分のリーダーとしての在り方、任せる部分の在り方、そういうものもまだまだ至らぬところではありますけれども、考えながら日々職務に当たらせていただいているところであります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

とても意味がある御答弁をいただいたように、私は感じております。と申しますのは、たまたま人事異動で割り当てられて、本人がやりたい仕事でもなく、問題意識がなかったとしても、上司がサーバントリーダーであったとするならば、その部署に他人任せ、指示待ちの体質や空気感はないので、職員のモチベーションは上がり、勝手に育っていくと思います。随所で、主となる職員による改革が、真に必要なスマートであると思います。県職員の情熱がさらに表に現れることになるのではないかと期待を申し上げます。

そこで、みえスマート改革宣言2020とありますが、スマートと改革の間に情熱を入れて、みえスマート情熱改革宣言2020としてはどうでしょうか。複雑化する社会の中で生まれる課題や、予想される未来における課題は、一つの部署では解決できないので、部局横断的な連携で解決を目指していく、大いに期待しております。複雑化する社会の根本原因は、私が言うにはですすけ

れども、格差の広がりだと思えます。これまでは、資本主義によって経済が伸びれば中間層と低所得者層に一定の恩恵が働いてきましたが、今は数%の人しかその恩恵がないという経済システムになってきています。この経済の動向により、資本主義と民主主義が合わなくなってきた中で、グローバル社会の秩序が乱れ始めてきていると言われていています。今の経済システムでは格差が広がる一方です。財力を外に逃がさず、三重県経済を循環させるとともに、外からの誘致で三重県経済に財を放り込んでもらう、この絡み合いにより相乗効果を生ませて、経済の循環を作っていくことが大切です。しかし、企業の社齢と雇用の関係を見てみると、社齢が高い企業群ほど退出や規模縮小により雇用の純減が大きくて、起業から5年までの若い企業のほうが雇用の創出が大きいという調査結果が出ております。これはアメリカでも、同様の傾向ということです。

私の次の映写資料を見てください。（パネルを示す）中小企業白書2011、出典は書いてあるとおり総務省ですけれども、これによると、2006年から2009年までの期間の開業事業所は、全事業所の8.5%にすぎない一方で、この新規事業所によって生み出された雇用は、既存事業所分も合わせた全雇用創出の何と37.6%に達しています。8.5%の新規事業所が雇用創出の全体の4割を占めているわけです。ちょっと見にくいんですけども、この下が新規で、上が今までのということでございます。長く続けていくのも大事ではあるが、成長はどこかで緩やかに止まり、安定期に入ってしまう、そのままとそのビジネスモデルが通用しない時代に入って、衰退してしまうと言えます。既存の事業所も新規事業所のように、時代に合った製品とかサービスを生み出していく、変化が必要となるということです。変化こそ成長の時代に入っているということではないでしょうか。雇用が回るということは、法人税だけでなく、住民税も含めて、税収アップにつながります。そういう意味において、創業とかスタートアップを推進、そして、支援していくことがとても重要なことであると思えます。

そこで、新しい産業の創出、既存の事業を継承して、第2創業で新しいビ

ビジネスに挑戦する、そのような人たちを応援、支援するとこわかM I E スタートアップエコシステム事業にかける情熱、いわゆる夢や目標、それを実現するための事業概要、狙い、具体の取組を雇用経済部、村上亘部長にお伺いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） とこわかM I E スタートアップエコシステムの概要、狙い、具体の取組内容について、御答弁申し上げます。

スタートアップは、地域におけるイノベーションや新たな価値創造が進展する可能性を提示し、新たな経済循環や多様な働く場を創出するなど、地域の課題解決や活性化の担い手として重要な存在だと考えております。

本県における開業率は、平成28年の5.7%を直近のピークといたしまして、平成29年は5.5%、平成30年は4.3%と下降傾向にございまして、さらなる起業の促進に向けて、新たな視点での支援が必要となっていると認識しております。

本県は、これまでスタートアップ支援事業により金融支援やビジネスプランの策定支援に取り組んできたところでございますけれども、昨年度の事業参加者へ、求める支援取組のアンケート調査を実施したところ、先輩起業家からの助言や、同じような立場の事業者との交流など、より人的なネットワークが求められていることが分かりました。そこで、県内外で活躍する先輩起業家や金融機関、証券会社等とスタートアップを志す人によるネットワークを形成した上で、新規事業のタネを発掘する第1段階、事業の磨き上げを行う第2段階、事業化や資金調達を行う第3段階、そして、事業が自立化し、後進の育成に当たる第4段階の四つの段階的な取組により、本県の地域資源を活用した新規事業の成長、発展を促す仕組み、とこわかM I E スタートアップエコシステムを構築いたします。

具体的には、まず、首都圏等で活躍する複数の先輩起業家やクリエイターと県内学生や起業、新分野への展開を目指す方との起業コミュニティーを形成し、ワークショップの開催などによりまして、起業への機運を高めます。

そして、第1段階として、新規事業のタネの発掘や実証プロジェクトを実施するフィールドを発掘し、第2段階の先輩起業家からのアドバイスや人材のマッチングにより、事業計画や内容を磨きます。第3段階では、前の段階で磨き上げた事業について、ピッチコンテストの開催などによりまして、金融機関等からの資金調達につなげます。そして、事業が自立化した起業家には、第4段階として、コミュニティーの中で、新たに事業の立ち上げに挑戦する後輩起業家への支援を行っていただきます。このような支援の取組が循環し、ネットワークが拡大する仕組みを構築いたします。こうした取組によりまして、本県に長く引き継がれてきた、とこわか精神の下、本県の地域資源を活用したスタートアップを次々と生み出すことで、地域経済の活性化に情熱を持って、取り組んでまいりたいと思っております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁を聞き、一丁、一旗上げてやるぞ、何かやってやるという、そういう県民の胸の鼓動の高鳴りが、本当に聞こえてきそうな中身ではないかと私は心から思います。大げさでしょうか。と言うのは、ゼロイチからスタートアップに踏み出せる人って、そんなに多くないように思うんです。しかし、言われるように、第2創業みたいな形で、自分たちのもとの強みを生かした形で新規事業に踏み出したいと言う経営者は、私は県内に多いと思います。その人たちが一番欲するのは、成功への階段だと思っんです。そういう意味で、成功者のアドバイス、ノウハウ、そして、関係する分野でのネットワークの拡大、それがチーム化する、心強くあることは、これは間違いないと私は思います。自らの背中を自らの意思で押す、そういうふうなことになるとするならば、三重県に活力が生まれることは間違いないと思います。

この事業に県民の皆さんが注目するように、議員としても発信していきたいと思っております。クリエイティブな発想というのは、県行政にも県議会にも、政治家にも求められていると思います。しかし、一番クリエイティブな発想ができて、それを実行して、成果を上げることができるのは、誰だと

思われますか。私が言うにはですけれども、それは間違いなく未来の大人である子どもたちだと思います。

2017年12月17日に閣議決定された、まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)では、高校生らが地元地方公共団体や関係者と連携しながら、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決していく、地域ビジネス創出事業、SBP、ソーシャル・ビジネス・プロジェクトの取組を促進、推進するとなっています。文部科学省においても、若者の学びを通じた地域ビジネスの創出に当たって、必要となる推進体制及び政策的支援の在り方を検討し、全国普及を図ることを目的に、SBPの調査研究報告会を実施しています。ちなみに、このSBPの中心人物が高校生レストラン、まごの店の立て役者である多気町在住の岸川政之さんです。

三重県、そして地域の課題が山積していて、しかも、その一つ一つは、非常に重く、待ったなしの危機的な状況にあるが、その解決が一筋縄でいかないのが、水産、海運業界が抱える課題です。

現在でも、海面漁業、遠洋カツオ一本釣り漁業は全国2位であり、総生産量も全国7位ではありますが、人材不足は極めて危機的な状況にあります。水産王国みえの復活のためには、人材の供給が必要ですので、人材の供給を図る水産高校が果たす役割は重大だと言えます。その水産高校の抱える課題は、水産王国みえの復活を目指している農林水産部、県内の製造業の資材の運搬の8割が海運であるという観点から雇用経済部、地域の活性化の役割も担う学校教育という視点で教育委員会、そして災害時の海運利用で防災対策部、最終的には予算をつける総務部にまたがる課題でもあると思います。

そこでまずお聞きします。海に面している三重県において、災害時に陸路以上に海路からの支援が有効ではありますが、県として、南海トラフ地震発生時における、海路を使っての支援物資の輸送について、防災対策部、日沖正人部長にお伺いします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長(日沖正人) 南海トラフ地震発生時における、海路を使って

の支援物資の輸送などについて答弁申し上げます。

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、道路の寸断や沿道建物の倒壊による道路閉塞等により、緊急支援に関する車両の目的地到達に支障を来すというようなことが想定されます。このような想定の下、三重県地域防災計画により、輸送手段として、陸上輸送、海上輸送、航空輸送を位置づけております。

海上輸送については、陸路での輸送が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合などには、海路による輸送が効率的と見込まれることなどから、三重県広域受援計画の中で、海路の使用について定めているところであります。また、平成30年5月に実施した三重県受援体制整備に向けた活動実験では、海上自衛隊の艦艇から四日市港に荷揚げした支援物資を北勢拠点へ輸送したほか、同年11月の大規模津波防災総合訓練では、答志島に海上保安庁巡視艇が、救助部隊及び物資の輸送を行っておりまして、今後も訓練などを通じまして、災害時の海上輸送の実効性を高めてまいりたいと考えております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 災害対策上の海路の重要性について、防災対策部長から御答弁をいただきました。ありがとうございます。

実習船しろちどりの船長からお聞きしたことを紹介します。

約40日のパラオ航海での乗船実習を終え、寄港して間もない頃に東日本大震災は起こったそうです。そのときに、実習船しろちどりで何かできないのかという話があったといえます。その当時は、リスク等がうまく整理されずに活用には至らなかったそうです。現場としては、災害時に実習船しろちどりの機能を最大限活用して、何かしら力になりたい、災害時の救援に協力したいという思いが強く、その準備もあるとのことでした。

平成29年2月定例会会議で、中瀬古初美議員の質問に対して、山口千代己教育長は、水産高校では地元自治体と申合せを交わし、災害発生時の緊急避難先としてしろちどりの生徒の部屋、トイレ、シャワー室、教室を避難所に

提供できると答弁しています。船長は、これ以外に、インフラとしての船は非常に有利で、衛星通信ですので、どれだけの災害が起こっても通信が寸断されないこと、冷凍能力でマイナス50度まで冷やすことができるので、いろいろな物資を長期に大量に保存することができること、船内には70人分の寝泊まりする場所があること、海水から1日最大15トンの真水を作ることができること、運べる水は100トンで数時間で約100名分の炊き出しができる能力があると言われました。

熊本地震のときには、実習船熊本丸は、お風呂に入れなくなった地域に着岸して、シャワーを提供しています。他県の実習船も炊き出しの手伝いに行ったという事例も聞いています。

この災害時の救援という観点からも、実習船しろちどりの活用をぜひとも部局横断的な連携の上、協議していただきたいと思います。そうすると実習船しろちどりの代船建造については、何としても実現をしなければならない、真に必要な施策であると思われます。

特に、紀平総務部長に、真に必要な施策であるということをお伝えたくて、最後の質問に入らせていただきます。

未来の海運業で活躍する子どもたちの尊い命を守るためにも、また多くの尊い命を救うことができる実習船しろちどりの代船建造に向けた課題の克服、そして水産王国みえの復活に向けての水産高校が果たすその役割、それを部局横断的な連携による取組によって何とかできないのか、そういう視点で、今、教育委員会として考えていることについて、廣田教育長にお伺いしたいと思ひます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 2点御質問いただきました。

まず、実習船しろちどりの代船建造に向けた検討についてでございます。

県立水産高校の実習船しろちどりは、毎年4回の航海実習を実施しています。この航海は船舶の運航や甲板作業、機関作業、カツオの一本釣り等の漁業実習や海洋資源調査等の多目的実習及び調査等を目的としています。生徒

は、これらの実習により航海に係る水産教育の実践的な学びの場となり、共に実習に励む仲間との協調性を身につける貴重な機会ともなっています。

議員から、しろちどりの老朽化のお話でしたが、建造から20年が経過している中、毎年、夏季ドックでは、点検や部品交換などの整備を行っています。また、近年では燃料タンクの補強や配電盤更新などを実施したほか、本年度行った5年に1度の大規模定期点検では、救命設備の更新、ソナーの清掃点検、造水装置の修繕など、安全を最優先に点検整備を行っています。

今後の水産高校の教育については、沿岸・近海漁業、養殖業など県内水産業の動向を踏まえる必要があると考えます。また、水中ロボットによる船底検査や、アワビの生育調査など、AIを活用した新しい水産教育も積極的に取り入れるなど、Society 5.0の時代に対応した水産教育を進めていくことも重要です。そして、何よりも子どもたちの学習ニーズや進路希望に応えられるよう、水産教育を考えていく必要があり、実習船の今後については、このような状況を鑑み、検討していきたいと考えております。

次に、水産高校における地域や部局連携の取組についてでございます。

水産高校の卒業生は、例年、専攻科を含めた進学が30%ほど、就職が70%ほどで推移しており、就職する生徒のうち、35%ほどが船舶関係、漁業、食品製造業等の水産関連産業に従事しております。こうした水産業の担い手を育成するため、水産高校では、漁業、養殖等の専門的な学習を行うとともに、県農林水産部や三重県水産協議会が主催する三重県漁業担い手対策協議会に参加し、生徒が和具漁港の市場見学会や漁師等と直接触れ合う体験を通して、地域の水産業を体感しながら、理解する取組を進めています。それから、県水産研究所と国の水産資源調査を共同で行い、実習船による航海で得られた漁場の収量調査データを提供しています。さらに志摩市と連携して、地域の水産資源管理のため、アワビの種苗放流や志摩海域の流れ藻に集まる魚類調査を行っています。地域の海女とも連携し、海女がアワビを採る道具である磯のみを使いやすいように、お話を聞かせていただいて、製作しております。

また、小さい子どもには、海や船に興味、関心を持ってもらうために、三重県生涯学習センターが主催して、毎年7月に小・中学生とその保護者を対象に行う、しろちどりで体験航海にも協力しております。

そのほか、特徴的なこととして、水産高校は1997年2月から、パラオ高校と姉妹校提携を結んでおります。航海実習で生徒がパラオ共和国を訪問した際には、パラオの生徒にしろちどりの船内を案内したり、食文化の交流をしたりしております。パラオ高校への訪問のときには、お互いの学校紹介とか、バスケットボールでの交流も続けております。これらの交流も踏まえて、2021年に志摩市で開催される太平洋・島サミットの地元プログラムにおいて、水産高校の生徒が、島嶼国の首脳に向けて発表する機会を設けることができないかなど、関係部局と協議することを考えています。

これからの水産教育については、地域等との連携、部局横断的な連携をさらに進めて、水産業界や生徒、保護者の学習ニーズに応えていきたいと考えております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございます。

部局横断的な連携の中で、課題解決をぜひともお願いしたいと思います。大切な視点は、課題の解決に直接的な関係性のある三重県立水産高等学校の子どもたちのクリエイティブな発想と実行力を積極的に使っていくことが重要だと私は思っております。

時間がなくなってきましたので、最後の映写資料を見てください。（パネルを示す）実習船、全国に28隻ございますが、しろちどりは上から2番目で、まだ、代船建造が決まっていないという状況であるということが、この一覧を見ていただいで分かると思います。

代表質問でも、自民党の山本教和議員が質問されましたけれども、実習船しろちどりは、平成30年6月2日に浸水事故が発生するなど、その老朽化は、乗船実習の履修にも深刻な影響を及ぼしております。検討すると言う御答弁をいただいているんですけれども、何としても代船建造に入っていないと

いけない状況にあると思うんです。私は、検討するという答弁は非常に便利な言葉だなと思っております。ぜひとも検討するという答弁に、期限を入れていただきたいと思います。いつまでに検討して、いつまでに結果を出すのかという、答弁をいただきたいなと思うんです。議会のルールにのっとって、私は質問を進めてまいりましたが、もしかしてルール違反か分かりませんが、知事、何とか実習船しろどりの代船建造、踏み切っていただくような、検討するという答弁じゃなしにお答えをいただけないかなと。時間がなくなりましたが、あと数秒あると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中嶋年規） 鈴木英敬知事、答弁は簡潔に願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 時期を申し上げるには、ちゃんとファクトを整理しないといけない。今、手元にありませんので。

いずれにしても、教育委員会が検討する中では、しっかり期限を決めながら、スケジュール感を持って検討するように要請しておきたいと思います。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 17番 野口 正議員。

〔17番 野口 正議員登壇・拍手〕

○17番（野口 正） 改めまして、こんにちは。自由民主党県議団、松阪市選出の野口正でございます。よろしくお願ひいたしたいと思います。

今日は、いつものとおり松阪木綿のネクタイと、ベストを用意してきました。ちょっと、ごわごわするので、外させてもらいました。興奮していますもので、ちょっと要らんことをやられましたもので、教育委員会、それはそれとして後でゆっくり話をさせていただきます。

まず、道路・河川の雑木や草刈りの維持管理状況について、質問させていただきます。

昨年度の6月定例会議の一般質問でしましたが、地元からの切実な声が

継続して聞かされておりますので、そこで再度質問させていただきます。

道路・河川の管理、特に雑木や草刈りの問題です。

5年前、私が県議会議員になった年から河川、道路の草刈りが年2回から1回になりました。しかしながら、地域の皆さんからは、年1回では何ともならない。地域で出合い等で奉仕作業を行うが、住民が高齢化して活動が難しくなっている。県、国、市町に何かお願いをすると、返ってくる言葉は、予算がない、金がないと言うばかりです。金がないと言えば、何もしなくてもよいのかという免罪符のごとくになっております。本当に対応する職員の方も大変だと、気の毒に思われている方が多く見えておられます。

このような状況を今まで放っておいたことも問題であります。社会情勢、やむを得ない事情もありますが、それではどうするかが問題です。当然、県民の方々からは多くの指摘を受けることとなります。1回刈りをしたのは、苦しい財政事情の中、やむを得ない決断であったかとは思いますが、単に回数を減らすだけでは、道路においては、安全のための見通しの確保ができないとか、河川においては、流下能力の回復や、降水時の被害軽減という求めるべき効果を十分に発揮されないということになります。これは、周辺住民の安全・安心に関わることであり、住民の財産、生命を危険にさらすこととなります。

私は、昨年度の質問の際に、地域の住民の方、自治会やNPO法人などに御協力をいただくなどをして、これまでの制度に加えて、何かいいアイデアを出して、少しでも草刈りが進むよう、よい方法を考えていただきたいと要望いたしました。そのときには、知事も予算がないということだけの説明で終わってはいけない、しっかり知恵を出し、努力すべきという答弁をいただいております。

例えば、国土交通省では初期予算はかかりますが、草自体を生えないようにする対策、道路のり面コンクリート張りなどとか、防草シートを巻くといった対策も取られているところがございます。

県においても、そのような対策を進めていく考えはないのかお聞きします。

予算ですから、草刈り、白線ばかりではなく、安心・安全、生活環境等、三重県全体で考えなければなりません、県民の強い要望でもあります。

そこで質問ですが、十分な予算がないという前提の下で、少しでも地域の皆さんの声に応えられるように、県土整備部として、何らかの対策を講じるべきと考えますが、そのお考えをお聞きいたします。よろしく願います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 公共土木施設の維持管理における防草対策について、そして地域の皆様の声に応えられるようにするための対策等について、お答えさせていただきます。

道路や河川の除草等は、施設管理者において実施するとともに、美化ボランティアや自治会への除草委託等を通じて、県民の皆様の御協力をいただきながら、道路や河川の環境保全や美化に努めておりますが、多くの御要望には十分お応えできていない状況でございます。そのような中、本県でも中長期的に維持管理費の縮減にもつながることから、既存の道路における防草対策として、のり面や路肩等への張りコンクリートの実施や、防草用シートの設置、また、舗装と歩車道境界ブロックとの隙間の充填などを行っており、今年度は約8000平方メートルの防草対策を実施したところでございます。また、道路の新設や改良工事においても、のり面や路肩等の張りコンクリートや防草タイプのコンクリート製品の使用など、防草対策を踏まえた整備を進めており、引き続き、これらの対策を着実に実施してまいります。

県民の皆様との協働については、令和2年度の県民参加型予算、みんつく予算におきまして、住民参加型維持管理推進事業を候補事業といたしました。結果として、不採択となったものの、その中で県民の方から自分のまちは自分たちで守る気概を持っている、県民が協力することで、支出が削減でき、自分たちのきれいなまちにできるといったような御意見もいただきました。

これらの御意見等も踏まえ、美化ボランティアでは、令和2年度から地域住民の皆様に加え、周辺企業やNPO法人など民間の団体にもより一層参加していただけるよう、参加要件の見直しを行います。また、継続的に参加し

いただいている団体に、感謝状を贈るなど、参加しやすい、また、参加してよかったと思っただけのような取組を進めるとともに、こうした取組を積極的にPRすることで、事業の充実に努めていきたいと考えております。

一方、道路・河川の施設管理者といたしましても、令和2年度予算において、各施設の適切な維持管理に向けて、より一層注力していきたいと考えてございます。

道路の草刈りについては、年1回の実施を基本としていますが、草の繁茂状況により、安全上支障がある箇所については、現場状況等を踏まえ対策を講じてまいります。

河川の河道内に繁茂する樹木の伐採につきましては、河川の流下能力を回復させ、洪水時の被害を軽減させるために重要であると考えております。このため、令和2年度の当初予算では、新たに創設される緊急浚渫推進事業も積極的に活用することで、令和元年度を上回る規模で堆積土砂の撤去と併せて、樹木の伐採を進めていきたいと考えております。

今後も、施設利用者の安全・安心の確保や自然災害等から、県民の皆様の生命と財産を守るため、予算の有効活用をさらに図りながら、道路河川の適切な維持管理に努めてまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

これ、何遍言っても一緒のことばかりなんですよ。もう分かっている。予算がやっぱりないというのが、一番中心になると思うんですよ。それで、ちょっと確認したいんですけど、そういうボランティアとか、各団体ありますよね。企業の方も、この前の堤防の草刈りもある松阪の企業の方、やっていただいていた。そんな中で、この団体というのは大体どれぐらいあって、分かる範囲で結構ですが、県全体の中でどれぐらいまでの面積比を占めていただいているのか教えてください。

○県土整備部長（渡辺克己） まず、参加していただいております団体につきましては、859団体で、延べ7万1420人の方に参加をしていただいております。

ころでございます。それと、今、手元にありますのが、道路除草の実績でございますが、自治会委託におきましては、すみません、正確な。

〔「そこまで」と呼ぶ者あり〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** ごめんなさい。失礼します。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○**17番（野口 正）** 勝手に質問しておるといような格好になるので申し訳ないですけど、各団体をやっぱり使用しないと、本当にこれから、私、ボランティアというのは、有償ボランティアが主にすべきやと思っています。無償ボランティアというのは、私はあまり当てにならないという考えがあります。そんな中で、やっぱり住民の方でシルバーの皆さん、学校、生徒ですね、子どもたち。結構、草刈りをやっていただいておりますわ、公園などを。その人たちをもっとうまく利用できないかなと、前から思っていましたね。

例えば、変な話ですけど、海岸なんかでよくごみ拾い、鳥羽のほうですと、全国からごみ拾い部隊と言うんですか、そういうあれがあつて、やっていくと。地域的には、その地域、地域にあるんですけど、そういう全体的なことをやろうという考えというか、当然、予算としては決まっているんですけど、それ以外に、やっぱりできないところがあるので、そこら辺をどうするかという考えというのはお持ちですか。分からない。答弁しにくい。分かった、よろしい。以上。

○**議長（中嶋年規）** よろしいですか。

○**17番（野口 正）** 申し訳ないです。ちょっと意味が分かっていない。要するに、企業、団体、いろんなところをお願いをせなあかんのやけど、そういう要望を、まだまだやる気があるかないかなんですよ。そこだけ聞かせてください。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 先ほども答弁で申し上げましたとおり、NPO法人であったり、民間の団体にもいろいろ御参加いただけるような取組は進めていきたいと考えてございます。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） それと、1回刈りしかしていないけど、状況によっては2回刈りというか、安全上の問題があるところ、これがくせ者でして、なかなか難しいところがあると。じゃ、どこを優先するかというのがあるんですね。確かに、2回刈りやっていたところもありますし、声の大きなところへ行くのか、それとも、いろいろなところへ行くのか、それはいろいろあると思うんですけど、これの基準というのはあるんですか。

○県土整備部長（渡辺克己） 草が生えることによって、交差点の視距が悪くなったりとか、見通しが悪いようなところは、2回刈りをやらせていただきたいと考えてございます。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） いっぱいあるんです。たくさんあるんです。もうこれ以上言ったところで、金がないと言うと、最後、その刈ってもらお金の問題になるので、知事にも聞きませんが、本当に、ぜひ、これから、いろんな知恵は出していただいているのは分かっておるんですけど、分かった上で聞いておるので、たちが悪いんですけど、本当に、よろしく願い申し上げます。

それでは、次に移ります。

続きまして、三重県松阪食肉公社の環境対策等の状況について、お聞きしたいと思います。

三重県松阪食肉公社では、平成30年度ですけど、6602頭の牛を割っています。うち、松阪牛が5239頭、残り1363頭が、三重県産牛ということであり、別途東京分は、松阪牛として2455頭を出しています。また、豚に関しましては、平成30年度7万4853頭を割っております。世界に松阪肉として冠たるものと知られておりますが、しかし、屠場としての生産環境状況としては、公社へは問合せ等はないらしいですが、現実には、私が住民協議会とか総会に行かせていただくと質問されます。また、カラスのふん害、臭い対策等の要望も聞かせていただいております。どうなのかなという現状が事実だと考えております。

私は、何回もこの件については、質問しておりますが、その後、どのような改善を行い、環境について見直されたのか、お聞きします。場所は違うとは言え、四日市市畜産公社との対応、対策がちょっと違っているように感じるのは私だけでございましょうか。また、HACCPについても、めどがついたと聞き漏れてきますが、現状はどうなっているのか、また、HACCPによって利用者等に負担が生じないかをお聞きいたします。よろしくお願ひします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、三重県松阪食肉公社の環境対策等の取組状況及びHACCP対応の取組状況につきまして、御答弁させていただきます。

三重県松阪食肉公社は、県民の皆様へ安全・安心で良質な食肉を供給する大切な役割を担っておりまして、今後もその機能が十分に発揮されるには、環境対策など必要な改善に向け、常に取り組んでいくことが重要と考えてございます。公社では、関係者の皆様の協力も得ながら、これまで悪臭防止であるとか、カラス対策のため様々な対策が講じられてきたところでございまして、具体的には悪臭防止対策としましては、主な要因となっております、敷地内の堆肥化施設の投入口を開放したままにしないで、投入作業を素早く行うことなど、臭気の拡散防止対策が図られております。

また、カラス対策といたしましては、カラス等が集まる原因となる餌をなくすということで、敷地内の清掃の徹底でありますとか、動物性残渣の搬出口や肉片等の保管容器の防鳥ネットでの被覆、また、残渣を運搬していただいております処理業者がお見えになりますけれども、そういった方々での密閉型の車両での残渣の搬出というようなこと、また、電力事業者において、公社周辺の電線への鳥よけ対策ということなどの取組が継続して行われておるところでございます。さらに昨年度は、専門の業者に依頼いたしまして、訓練した鷹を使った追い払いや、カラスなどが嫌がるトウガラシ成分由来の薬剤散布、また、有害鳥獣捕獲の許可を受けまして、捕獲おりの設置というよう

なことも試行いたしましたして、現在は、試行の結果、費用対効果が高い、おりによる捕獲を継続しておるところでございまして、これらの取組によりまして、一定の効果が見られておるところでございまして。

公社では、今後ともこうした取組を的確に進めますとともに、状況に応じて鷹の追い払い、あるいはトウガラシ成分の薬剤散布も適宜組み合わせることで、総合的な対策を講じていくこととしております。

また、HACCPの導入でございすけれども、これにつきましては、食品製造等の工程における高度な衛生管理を導入することということを目的に、平成30年6月に食品衛生法が改正されまして、令和3年6月から国内の食肉処理施設においても義務化されることとなりました。このため、平成30年度から県では、HACCP導入に向けた食肉処理施設の支援に取り組んでおりまして、公社ではこうした支援も活用いただき、大手食肉企業で衛生管理責任者としての勤務経験を持つ、公社の専務が中心となっていて、HACCP導入の取組を主導する社員14名で構成される公社HACCPチームの設置でありますとか、他県の食肉処理施設へのベンチマーキングや、課題の洗い出しと対応方策の検討と、また、衛生管理上の危害要因の分析等についての社員研修の実施等々に取り組むことで、人材育成が進められておるところでございまして。

さらに、県と関係市町で連携して支援しております施設維持管理対策を活用して、屠畜器具の高温洗浄のための給湯施設の強化、また、食肉処理ラインにおきます手洗い場の増設といったような施設面での整備も進められてきたところでございます。

こうした取組が進められる中で、利用者への新たな負担を求めることなく、HACCPを導入することといたしてございまして、牛と豚の屠畜部門については、本年度末の認証取得に向けた申請手続が進められておるところです。

また、残る内臓部門につきましても、令和2年度末までに認証取得できるよう取り組んでいくこととしてございまして。

今後とも、三重県松阪食肉公社が県南部の食肉流通の拠点としての役割を

しっかり果たしていけるよう、関係市町と連携して必要な支援や環境改善に向けた指導、あるいは助言等に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

このHACCPというのはいろいろあるみたいで、かなりの金額、僕ら、海外輸出するということを聞いていたもので、昔、海外輸出しようすると全部変えないかんから、60億円、70億円の金がかかると聞いていた。ところが、義務化のものはちょっと違うみたいなので、このHACCPというのは、国外へ出す条件に入っているものなんですか、それとも入っていないんですか。

○農林水産部長（前田茂樹） このHACCPの導入は、衛生管理の向上のために法制化されたということで、一般的には、牛肉等の海外輸出をする際には、屠畜場がHACCPに基づく衛生管理を行っているという必要はございますけれども、さらに実際に輸出する際には、相手国によって、いろんな形での条件がまた付されてきますので、例えば、施設基準として、屠畜場に部分肉のカット工場が併設されておることが必要であるとか、あるいは屠畜、解体からカットまでが一貫しており、牛以外の動物との施設との隔離がされておるとか、いろんな形で、また別途のプラスアルファの要件が出てきますので、HACCP認証をもってして、輸出が可能ということではございません。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） 多分そうやと思いました。中国などは、完全に分離をせないかんから、豚と牛が同じ敷地内にあるということは認められていないので輸出できないということでございます、そういう話。

それで、先ほどもちょっと質問させてもらったんですけど、HACCPによって利用者に負担をかけないかということをお聞きさせていただいたんですけど、まだ答弁をもらっていないんですけど、この支援策は予算的にどれぐらいあつ

て、県、市は別として、一般の利用しておる方々に負担とかそういうのはかからないということでよろしいんですか、それとも、何か対応が必要なのか。

○農林水産部長（前田茂樹） 現在、屠畜の手数料としては、例えば、牛1頭ですと1万6500円、それから豚ですと、2200円というような屠畜手数料を頂いています。これに関して、今回HACCPの認証を取った後に、改定ということは考えてございませんので、これまでどおりの手数料ということで、利用者の方には利用していただけたと考えております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。前の輸出のためのものだと、七十何億円で、かなり業者に負担をかけるという話を聞いて、業者の方が大分心配をしていたことがあったので、ちょっとお聞きしました。

それで、食肉センターについてあれなんですけど、松阪牛ということに関しては、先ほど頭数も言いましたけど、一生懸命していただいて、名前を挙げていただくのはあれなんですけれども、海外輸出、あんまり考えていないんですよね、地元としては。なぜかというたら、東京の業者と言うか、団体から、海外へ売るよりもっと高い値で、東京で売れますよと。だから、そんなところへ行くよりも、東京へ持って行ってくれと言われておるんですね。そういう東京の要望というのは、かなり聞いているんですけど、そこら辺の要望というのは、もしそういう話があって、何か対応があるんやったら、分かればで結構です、教えてください。

○農林水産部長（前田茂樹） まず、海外輸出ということでございますけれども、県では、平成26年度から生産者の団体と連携して取組を進めてきまして、例えば米国内で松阪牛フェアが開催されるといったようなことで、高い評価もいただいています。ただ、これはあくまでもプロモーション輸出ということになってございまして、そういう国内でもやはり松阪牛への関心は高いということもございまして、国内の事業者からも松阪牛の取扱いをということでお声をいただいておりますので、県では生産者団体の意向も踏まえながら、諸県等でのPRもやっていきたいと考えています。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

ぜひ、松阪肉をよろしくお願ひしたいのと同時に、カラスのふんでかなり道路が汚れておるといふのを、しょっちゅう言われるものですから、そこら辺を含めて、対策、決して今の環境を私はいいと思っておりますので、ぜひお願ひしたいということで、要望しておきます。

それでは、続きまして、雲出川支川赤川の浸水対策の状況について、お聞きします。

まず、ちょっと見ていただきたいと存じます。（パネルを示す）これが、今、赤川の浸水、これもかなりたつてから、危ないものですから、でもこんな状況でございます。これは自治会の方々写真が撮っておられまして、それを頂いてきた写真でございます。続きまして、これです。（パネルを示す）今見たカントリーがありまして、ちょうどここなんです。これは津のほう、久居から来て、松阪の嬉野平生町とか、嬉野宮古町のほうへ行く道なんです。もうつかっております。こんな状況でございますので、よく覚えておいていただければと思います。

次に、最後になりますけど、状況といたら、もうこんな状況です。（パネルを示す）もうひどいものです。これが大体、毎年、大小はございますが、こういう状況が起こるといふことを、まず頭の中に入れていただいてから話を進めさせていただきます。

赤川浸水問題は、毎年、先ほど言いましたように大小の状況ありますが、浸水が発生し、地元住民はもちろん、道路を含む通過者等に人災も生じております。私も県議会議員になってから、地元自治会、関係者から要望を受け、今まで尽力されてみえました前野議員や杉本議員をはじめ、各議員の皆様と協力して対策等に努力をしてきました。また、地元自治会の皆様にも決起大会、議員を含む現状視察等の努力をされています。また、東京の国土交通省、地元国会議員等の関係者に、陳情等も行っていました。

令和2年度は、3か年緊急対策予算の最終年度となりますが、その予算も

十分活用して、河川整備についてもしっかりと取り組んでいただくものと考えています。その中で、昨年9月に、青木議員も質問しましたが、国直轄の雲出川とその支川である赤川の整備については、県と国が調整して、豪雨等の際のバックウオーター対策として、一体的な整備を進めていただいているところであります。赤川浸水問題は、ほぼ毎年発生します。地元の住民の皆さんの熱い思いや努力が通じたのか、国土交通省として、雲出川の堆積土砂撤去が国により大きく進捗し、地域の皆さんにも進捗を少しでも実感されるよう努力されております。また、撤去土砂を赤川堤防のかさ上げに利用し、対策をしていただくと聞いています。

そこでお聞きします。久居、嬉野に関わる赤川に関する現状はどうなっているのか、住民代表の方と、国土交通省をお邪魔したとき、対策をお聞きしましたが、まだまだ対応が遅れている現状ですが、改めて今後の対策についてお聞きいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 雲出川及び支川赤川の整備に関する現状と今後の対策についてお答えいたします。

国土交通省が事業を実施している雲出川では、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策や令和元年度補正予算を活用し、赤川合流点より下流部において、令和元年度は約5万立方メートルの河道掘削が行われ、浸水被害軽減のための治水対策が進められています。この河道掘削を実施することで、雲出川本川の水位が低下し、支川である赤川の水位低下の効果も期待でき、雲出川流域全体での治水安全度が向上すると考えております。また現在、雲出川の河道掘削工事で発生する残土の一部を活用し、赤川合流点付近の堤防の低い箇所に仮置きをして、堤防をかさ上げするための準備工を実施しているところがございます。このように、雲出川流域の治水対策が大きく進んでいるのは、平成28年度に赤川治水事業促進協議会が設立され、同協議会の県議会議員の皆様や地域の皆様の熱心な要望活動や御尽力のたまものであることから、大変感謝しております。

赤川の河川整備に当たりましては、本川、支川合流部のバックウオーター対策として、治水効果を十分に発揮させるため、本川雲出川の堤防整備と一体となって、堤防かさ上げなどの河川整備を実施する必要があるとございます。

このことから、県といたしましては、国による雲出川の堤防整備の実施に合わせて、赤川の河川整備を進め、浸水被害軽減対策に取り組んでまいります。

今後も、雲出川と赤川の河川整備ができるだけ早く一体的に進められるよう、国土交通省と十分に連携調整を図ってまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

基本的に、雲出川を先にしようというのが国の方針だと聞いております。とは言いながら、かなり年月かかっていますし、まだまだかかる。土砂は堆積場で取ってもらったりして、下げてもらったり、また、その後かさ上げしていただくということやけど、例えば、あんまりどうなのかと思うけど、赤川に入ってきた水をポンプアップしてどこかへ流すとか、それは専門的じゃないのであれなんですけど、そういう対策もあるんじゃないかということに住民の方から聞かせていただく、雲出川をまず整備しなきゃいけないけど、それによって赤川の堤防をかさ上げしてもらったりはしていただいておりますけど、ポンプアップなり、またいろんな問題なりと、何かやっていただくような対策というか、何かはないんですかね。

○県土整備部長（渡辺克己） 現在、赤川周辺の浸水につきましては、基本的には雲出川の水位が上がって、浸水していると考えてございますので、まず、雲出川の堤防で一定止めていただいて、支川のほうの排水を考えるということだと考えてございます。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） いや、分かっているんです。だけど、止まっていないわけですよ要するに、浸水するということは、そういうことだと。だから、分かっているんですけど、じゃあ、分かっているんだったら、少なくとも赤川

へ来る水を減らす何かいい方法というのは、ないんですか。例えば、先ほど言ったポンプアップ、これはポンプアップもまた川へ戻すということで、難しいという意見も聞いていますけど、ただ、住民の方たちにとっては命なんですよね。これで雲出川ができるまでと言いながら、もう何十年かかっていると。そんな状況で、まだ放ったらかしにしていくんですかという声がありますので、そこら辺に対して、住民の皆さんにどのような対策、でも県はやっていますよというのを示していただいたほうがいいと思うんですよ。そういう対策は雲出川ができるまでは、できませんよということになるんですか。そんなことないと思うんですよ。やっぱりやり方があると思うんですわ。そこら辺、考えられていないのか、また検討したことないんかをちょっとお聞きします。

○**県土整備部長（渡辺克己）** やはり雲出川のほうを止めないことには、水がどうしてもそちらへ流れていきますので、雲津川の整備を早く進めて、赤川も一緒にやっていくということだろうとっております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○**17番（野口 正）** 渡辺部長に対して、あまりあれなので、知事にちょっと聞かせてもらうんですけど、立場が変われば、意見が変わると思いますので、国へ行ってもらったら、また意見も変わるか分かりませんが、少なくとも、今、知事として、何かいい、そういう考えとか、対策的なものとか、意見としてでも結構ですし、どう思っているかでも結構です。住民の方、困っていますので、やっぱり住民の方を安心させる、何か一言があるとありがたいんですけど、そこら辺どうでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○**知事（鈴木英敬）** ハードの整備としては、今、部長が答弁したとおりだと思います。そういう方針でいくということだと思いますが、さきのポンプアップのこととか、ソフト面とかで知恵を出したり、あるいは丁寧に住民の皆さんに御説明をさせていただくということで、県民の皆さんの安心感を作っていくとか、そういうことはできることもあるかもしれませんので、部

によく検討するように指示をしたいと思います。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

喜田議員じゃないけど、松阪の人って、あんまり検討ということが好きじゃないので、よろしくお願ひしたいと思います。本当に、やっぱり命に関わることでありますし、部長も大変苦しい答弁もせんならんのは分かっています。そこを言ってあれですけど、と言いながら、住んでおる人たちにとっては、本当にこれも命がけなんですよ、今、先ほど見てもらったら分かりますけれども、つかっています、嬉野平生町。私は嬉野地区ですので、嬉野平生町とか、嬉野宮古町のほうになるんですけど、皆さん本当に会合や何や呼んでいただくと、そのことばかり言われます。何とかしてくれと、道路も上げるというわけにはいきませんでしょうし。ただ、生活があそこで遮断されますので、ぜひ、申し訳ないですけど、よろしくお願ひしたいと思ひまして、長々話すと後が残っていますので、行かせていただきます。

続きまして、三重とこわか国体に向け企業等へ就職された方々への対応についてということで質問させていただきます。

国体対応として、スポーツ選手等を企業へお願ひしているところであります。企業として努力され、メンバーを受け入れていただいているところですが、国体等が終わった後の対応等について、取決めもあるとは聞いておりますが、企業を含め、心配されることも事実であります。また、本人にとっても同様であると思っております。企業としても、本人の意思決定の確認も必要であります。企業として、どこまで協力できるのかが心配しているところもあると聞いております。最終的には、本人の覚悟によりますが、スポーツまたは得意な活動では、生活できない環境でもあります。自分としてのスポーツと、生活をしての働く場としてのこともあり、職場環境等も変化が生じてまいります。行政として、多くの企業等にお願ひをいたしているところではあります。次の3点についてお聞きたいと思ひます。

三重とこわか国体に向けた、トップアスリートの県内企業等への就職に関

わる目標数と現状について、受入れ企業等の不安解消に向けて、どのように取り組んでいるのか、国体後も引き続き、スポーツを通じて活躍してもらいべきと考えますが、どのように取り組んでいくのかをお聞きします。よろしくお願ひ申し上げます。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 三重とこわか国体に向けて、3点の質問でございます。

1点目は、トップアスリートの県内企業への就職に係る目標と現状、2点目は受入れ企業の不安解消に向けた取組、そして、3点目は国体後の活躍についての御質問でした。

まず本県では、来るべき三重とこわか国体に向けまして、天皇杯、皇后杯の獲得などを目的に、様々な競技力向上対策に取り組んでいるところです。これら取組の一つに、トップアスリート就職支援事業があります。この事業は、三重とこわか国体に向けて、仕事と競技活動の両立を目指すトップアスリートと、それから、トップアスリートを採用することで、社員の一体感の高まりなどを期待する企業とをマッチングし、いわゆるウィン・ウィンの関係を作っていこうとするものです。

県では、平成27年度からこの事業に着手し、令和3年4月までに200名程度のトップアスリートが、県内定着することを目指して取り組んでいるところです。事業を進めるに当たりましては、県体育協会とともに、企業等にお伺いしまして、選手採用への理解や積極的な御検討をお願いしてまいりました。また、受け入れる企業におきましては、共に働く仲間として、その選手をみんなで応援しようとする機運が徐々に高まるよう御配慮もお願いしながら、取組を進めてきたところです。これまでに、トップアスリートの採用をお考えの企業等は、200社を超え、採用いただいたトップアスリートは令和2年4月採用予定の者を含め、148名に達しています。

しかしながら、企業訪問を行う中で、企業からは、勤務時間など様々な配慮した場合に、ほかの従業員との公平性から人間関係がうまくいくのかとか、

国体終了後も特別な配慮を続けないと辞めてしまうのではないかとといったような不安の声をいただくことがあります。そこで、こうした不安の解消を図るため、例えば選手の活躍の様子を社内のイントラネットで周知することなどにより、アスリート社員をみんなで応援するようになった採用企業の事例を紹介したり、特別な勤務配慮は、三重とこわか国体までを原則として、国体後は他の社員と同一の勤務条件とすることなどを、選手、企業双方に丁寧に説明して、相互の理解促進に努めているところです。また、選手が採用された後も、広報パンフレット、アスジョブみえ通信を発行して、採用後の企業の雰囲気やトップアスリートの仕事ぶりなどを紹介するとともに、トップアスリート応援企業としての認定証を交付したり、事例紹介のミーティングを開催することで、企業間、トップアスリート間の情報共有や選手を応援する機運の醸成、雰囲気づくりを進めています。

今後も、県や競技団体が企業とトップアスリートの間に入り、引き続き丁寧な説明を心がけながら、企業の不安解消や、課題解決を図り、企業、トップアスリート双方にとりまして、有益な仕組みとなるよう努めてまいりたいと思います。

なお、三重とこわか国体が終わった後についてではありますが、選手の皆さんには、まずは一企業人として求められる職責をきちんと果たしていただくということが前提ではありますが、一定の実力を有し、また本人も望む場合には、引き続きアスリートとして活躍いただきたいと考えておりまして、受入れ企業の皆様には、彼らの練習環境等の確保に向けて、可能な範囲で御配慮いただきますよう、競技団体と共にお願いしてまいりたいと思います。

また、三重とこわか国体後は、競技生活を終えるんだという選手につきましては、指導者として後進の育成やスポーツイベント等に参加していただくことによって、競技の普及にも御協力いただくなど、スポーツに関わる様々な活躍が期待されますので、そういった活動を通しまして、自己実現ができますよう、地域スポーツを担う市町や関係団体などに働きかけていきたいと考えております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

200名近くの方が目標ということで、どれぐらいの実績があるかは、ちょっと言われなかったので、多分200名の方が行かれたのかなという解釈をさせていただきます。

アスリートの人を受けるということは、1人や2人の小さな企業ではまず無理ですので、やっぱりそれなりの企業体でないとなかなか難しい部分があると思う。それによって、自分の会社の名前を売るといふ、戦略の一つもあると思うんですけど、ただ、従業員全部が理解しているかなというのと、なかなか難しいことなんです。こんなこと、出していいのかなどうか、ちょっと問題ですけど、私らがよく障がい者の方をお願いに企業に行くんです。すると、社長は分かっている。担当の人も分かっている。ところが、周りの従業員は、やっぱり仕事が増えるという解釈になって、かなり抵抗があるというの、これも何遍も聞いておる。そこら辺の心配を、実は、この国体選手の皆さんもあるのかなと、本人に思いもある。先ほど確保してくださいという思いもあると思うんですけど、なかなか、自分がやっておるスポーツ、それと企業との、大きな企業だったらいいんです。ところが、多分お願いしておるところが、全て大きな企業じゃなくて、半数以上は、それなりの中堅どころやと思うんですよ。すると、なかなか難しいと思うんですよ。そこら辺の取決めをしていただいておりますということを今聞かせていただきました。全部の会社に、全部、取決めはされておるんですか。ちょっとお聞きします。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 先ほどの御質問の中で、各企業と取決めをしているのかという御質問ですが、個別の企業との取決めをしているというわけではございませんで、就職支援事業の中で、個別の選手のいろんな要望とか、条件とか、競技ごとにまつわるいろんな諸事情もございますので、そういった条件を、これぞと思う企業に御説明し、そういう条件でなら、うちは受けられるかどうかという御検討をいただいております。それに当たっては、企業から、どういう競技であるとか、どう

いう選手であるとか、どういった経験を持つ選手なら検討できるといったようなことをお聞きした上で、それをマッチングさせていただくというような手続を取っています。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） 心配症だもんでちょっと聞くんですけど、とは言いながらも、200人の方がスムーズに、そのまま、国体の後、いけるのかなと、ちょっと心配をしておるんですわ、実は。やっぱりいろんな相談も乗ってもらわないかんやろうし、いろんな悩みもあるだろうと。それで、さっき言ったように、地域で頑張る人も見えるだろうし、私は、もうスポーツ選手としては諦めるけど、後進のために頑張ると、これもあると思う。そこら辺の支援方法というのは、行政としてどういう体制で捉えておるのか、どんな体制を取っておるか、もし分かれば、お願いします。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 国体後、例えば、議員がおっしゃったような、例えば後進の育成であるとかといったような部分について、十分そういうことが考えられることだと思っています。なので、国体が終わった後、本人の意向、あるいはその本人を受け入れている企業が、今後どういった条件でなら、就業をした前提で、こういった配慮ができるよといったような条件、そういった部分を踏まえながら、競技団体とも御相談をして、競技団体でどんな役割を果たしていただけるか、あるいは県として、例えば市町、あるいはいろんな関係団体で、彼、彼女がどんな活躍をできるような場所が提供できるかといったようなことを、これからいろいろとお話しながら、協議して進めてまいりたいと思っています。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ぜひお願いしたいと思います。一生懸命来ていただいて、いろんな方、三重県以外の方も見えておると思いますけど、そういう人たちのほしごを外すというわけではないですけど、一生懸命やっていただいて、努力して、成果を上げる。ただ、そうは言いながらも、やる企業にとっても、やっぱり将来的には戦力として、やっぱり残したいという意識があると思う

んですよ、当然。ですから、その辺を考えると、本当に一生懸命やっていたのが一番いいのかなと思いますので、ぜひ、また御協力、御指導のほう、そしてまた、選手の皆さん、企業の皆さんのいろんな条件を聞かせていただいて、頑張っていたくださいよう、それで国体でいい成果を上げるということを目標にして頑張っていたくださいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本来5分ぐらいの予定でしたけど、ちょっと10分ばかり残しました。

国歌君が代の指導状況について、お聞きしたいと思います。

卒業式、入学式が近づいてきました。私は、15年頃前の市議会議員の頃から国歌君が代斉唱については教育委員会に質問を行っております。

当時は、小・中学校とも、国歌君が代は、ほとんどの児童・生徒は、声さえ出していない状況でございました。その後、国からの学習指導要領や時代の流れの中で、多くの議員も意識を持って、質問等を行っていただくようになりました。今では、小学校の卒業式では、信じられないぐらい多くの児童が声を出して、歌っております。十数年前までは、まだ、国歌君が代は、戦争の歌だと教えられていた子どもたちがいたかと聞いておりましたが、そんなばかなことを言う方々は、ほとんどいないのではないかと。これも、皆さんの努力の結果だと思っております。しかし、中学校、高校では、いまだに難しい状況なのかなと思っております。確かに、国歌君が代は大声で歌うものではなく、平和の願いを持った物静かなところもあります。ただ、残念なのは、テープレコーダーの声が大き過ぎるのと、生徒たちの、歌の音が聞こえておりません。教育委員会は全員歌っているということでございますので、一回カメラをつけてもらえんかなと思っております。

そこでお聞きします。教育委員会として、現状をどのように見ているのか、指導状況はどうなっているかをお聞きします。国歌君が代の件を何遍も言わなければならないのは残念ですが、常に言い続けなければ、改善されないのも現実でございます。

残念なことなんです、何かの手違いだと思うんですが、私は卒業式に行

く予定のところから、出席案内状を出していただけないという情報をいただきました。ですので、卒業式には残念ながら行けないのでございますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。本当に、行きたかったんですけど、案内状がいまだにこないという、聞いたら、出さないと職員の方が言われましたので、よっぽど嫌われているのかと教育委員会に思っではおるんですけど、別に、教育委員会に対して、そんなひどいことやった覚えもないし、別に高校に対して、むちゃ言うた覚えもないんですけど、呼んでくれないんですよ。なぜなんだろうと、ちょっと心配しておりますので、よろしくお願ひします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 高等学校における君が代の斉唱の現状、それから指導状況についての御質問でございます。

21世紀を担う子どもたちは、生きる力を身につけ、豊かな心を持ち、国際社会における日本人としての誇りと自覚を養い、成長していくことが必要です。また、子どもたちに、国歌についての正しい認識を持たせ、それを尊重する態度を育むことが、諸外国の国歌に敬意を払うことにも通じるものと考えております。

中学校の社会科では、国旗及び国歌の意義、並びにそれを相互に尊重することが、国際的な儀礼であることの理解を通して、それらを尊重する態度を養うように配慮することと示されており、高等学校では、こうした中学校社会科における指導との関連を図ることとされています。国歌に関する指導については、学習指導要領の中で、入学式や卒業式などにおいて、行事の意義を踏まえて斉唱するよう指導することと定められております。

現在、県内の全ての県立高等学校において、入学式、卒業式で国歌斉唱が行われています。多くの学校では、伴奏のみの音源や歌詞つきの音源を用いており、吹奏楽部の演奏に合わせて斉唱している学校もあります。

卒業式に出席していただいた来賓からは、厳粛な雰囲気の中、吹奏楽部の演奏の下、国家、校歌、式歌が斉唱され感動した。生徒たちが整然と行動し、

厳粛かつ感動的などともよい卒業式だったといった賞賛の声をいただく一方で、小・中・高と進むにつれ、国歌を歌う声小さくなるような感があるとの御指摘もいただいております。高校生が国歌への理解を深めて、斉唱することは大切なことと考えておりますことから、県教育委員会では、毎年1月の県立学校長会議で入学式や卒業式における国歌斉唱が完全実施となっており、校内での体制を整え、学習指導要領の趣旨を踏まえて、適切にかつ確実に実施されるよう指導、助言をしています。

私自身、平成30年5月に、伊勢市で行われた三重県高等学校総合体育大会の開会式や、令和元年7月に四日市市で開催された全国高校野球選手権三重大会の開会式に参加し、国歌斉唱を間近に見ました。厳かな雰囲気の中、高校生一人ひとりの大会への強い思いが伝わってくるすばらしい斉唱でございました。次代を担う高校生の姿に感動いたしたところでもございます。

入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り返しをつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上で、よい機会となるものであることから、これらの機会を捉え、国歌を斉唱するよう引き続き指導、助言してまいります。

議員から、最後に、卒業式の案内状が届かなかったと言う。

〔「何か、俺、手違いやと思うので」と呼ぶ者あり〕

○教育長（廣田恵子） そのことについてでございますが、2月25日時点で、文部科学省のほうから、正式に、学校の卒業式、入学式等の開催に関する考え方という通知が、夜でございますが、来りました。その中では、今、感染の拡大を防ぐためには、現在、重要な時期であると。

〔「もういい、いい。それ、分かる。いい」と呼び者あり〕

○教育長（廣田恵子） 分かりました。失礼しました。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） 分かっていますので、私は新型コロナウイルス感染症より悪いみたいですから。

私が言っておるのは、私には来ない、でも、来ている議員はおるんです。同僚に。それで、私はそこへ行く予定なんです、決まりで。でも、私は呼んでもらっていないから、行けないんです。幾ら何でも、案内状ないのに行けないでしょう。幾ら私でも。それは、それでいいですよ。これはもうあれですから。

ちょっと聞きたいんですけど、式典を始める前に君が代を歌いませんか。式典に入れたいんですか。それは何かあるんですか。ちょっと聞かせてください。

○教育長（廣田恵子） 卒業式、入学式全体を式典と捉えておりまして、前にとか、後ろにとという考えはございませんので、一連の行事として、一つとして、捉えているところでございます。

〔17番 野口 正義員登壇〕

○17番（野口 正） 分かりました。それはもう、それで結構でございます。あと、学習指導要領が決まって、今度から小学校、保育園等、幼稚園等にも、君が代を歌いなさいと指導が行ったらしい。運動会等にも出すように、去年でしたか、今年からやるような、要領等が出ているはずなんです。これ、御存じですね。分かりました。もう時間があんまりないのであれですけど、私は決して根に持つタイプでございまして、結構あれなんですけど、もう時間があれなので、式典において歌っていないというのは、僕、事実だと思う。

教育長、高校の卒業式に行っていないですよ、今見ておると。それは、聞いておったら、大会とかそんなのばかり。大会は当然みんな一生懸命歌いますよ。高校へ行ったんですか。それで、できたらカメラを一回つないでやってください。歌う姿が分かると思いますので、あんまり人権的なものもあるんで映せないかも分からんけど、身内やったらできるはずでしょう。どうですか。もう時間が無いので。

○議長（中嶋年規） 廣田恵子教育長、簡潔をお願いします。

○教育長（廣田恵子） 3月1日が高校の卒業式という日が決まっております、私自身は高校の卒業式に伺ったことは現在ございません。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） 終わります。すみません。もう終わりましたので。行ってください。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明28日から3月1日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明28日から3月1日までは休会とすることに決定いたしました。

3月2日は、引き続き定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時3分散会